

日光道中絵図越谷附近（草加市教育委員会提供）

第 139 回 歴 史 講 演 会（研 究 発 表 会）

越ヶ谷宿と大沢宿

—東武地域でもっとも栄えた宿—

講師：NPO 法人越谷市郷土研究会常任理事
越谷市文化財調査委員会委員長

高崎 力 氏

日時 平成 17 年 1 月 23 日（日）午後 1 時 30 分～

場所 越谷市中央市民会館 5 階会議室 参加費 500 円（資料代）

NPO
法人 越谷市郷土研究会

越ヶ谷瓜の蔓

越谷市大沢 福井力之助家所蔵



越ヶ谷瓜の蔓

福井獻貞記

大沢猫の爪

越谷市大沢

福井力之助家所蔵

福井獻貞記

大沢町古馬宮

愛知県西尾市 岩瀬文庫所蔵

大沢町古馬宮

大沢町古馬宮

(表題)

大沢町古馬宮

「瓜の爪」

江沢昭融編集

越沢にあらゆる故事雜談古老的口跡を遺しをな
べくれとなく其體書つゝり、又古き文の中よ
りえり出して、いさゝかの考をのせ考査とはな
しむ、素より文のかさりをのぞき只俗談ありの體
真偽を不論、筆を走らす事なれど誤の多きは後
く是を補い、かならずしむ他を見ることなか
れと爾若、

天保十一年九月

抱月亭子朗
しるす(未印)

・以下次ノ手書ト同様ハソシテ
・金時ニテアリサヘモソシテ

一 武藏國守之事
二 埼玉村之事
三 武藏田一官
四 賀茂國守之事
五 八瀬府中國分寺
六 新方之鎮守
七 大沢村の母考
八 鎮守番取稻荷之事
九 下郷の水神
十 地藏前の地藏
十一 新田いなり
十二 天藏宮
十三 内池の水神
十四 はま御天王
十五 神奈之事
十六 弘福院
十七 真龍院
十八 元光院
十九 正光院鏡の鉢
二十 天祐の古松
廿一 高畑の森
廿二 真龍院の古井戸
廿三 坂御免耕地
廿四 わし越耕地
廿五 内野耕地
廿六 墓外耕地
廿七 墓内耕地
廿八 墓後耕地
廿九 墓前耕地
三十 墓地之名目
卅一 墓門耕地
卅二 墓前耕地
卅三 墓地耕地

日光道中の誕生

「日光道中」の名が示すように、日光道中は徳川家康の靈廟が日光山に造営されたことによる。江戸～日光間の往還名である。日光道中以前の旧往還は【吾妻鏡】などに見られる、「奥太連」や陸奥への往還や駿往還であった。越谷宿本陣の福井家文書「越ヶ谷川の蔓」には

往古奥州道、千代田御城下より千住秋屋の里、大原通り、八条堤通り、南百（なんど）角より西方、中町横町より元荒川渡り、押立堤通り、^{おほたけ}大里古往還問久里・柏壁橋手前より百間通り幸手入り、御成り道迄川付き堤通り往還ニテ之れ有る由。

又一筋ハ、千住より舎人道・鳩ヶ谷・大門・岩村・上高野台通りも之れ存る由と、記しているように日光道中と奥州道中は始めから一致した往還であつたわけではなかつた。

千住より越谷への奥州道の直道化開削がいつ頃かについては、まだ明らかにされていないが、慶長十七年（一六二二）の「道路堤防・井橋梁之制」には越谷も普請の道路に含まれている【台徳院実紀】十月十六日に

道路堤防の制を仰下さる。大道小道とも馬さくりの所は、あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を剥剥すべからず。馬さくりの所は、土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。橋梁は公料私領とも破損せば令し下さるべし。代官等心いれて修理加へしむべしとなり。またこの事の奉行を令せらる。川越は深津赤左衛門正吉。野呂理右衛門正俊。杉浦八郎五郎勝次。藤沢は飯田右馬助昌在。飯河藤次郎盛政。石丸六兵衛定政。

越谷は大沢忠次郎基雄。小金は尾崎助太夫信重。浦和は小笠原市左衛門長房。鴻巣は中川与助忠次。羽生騎西は大河内右衛門次郎某なり

越谷の道・橋保全には大沢忠次郎が任に当たったことが記されている。

日光道中の駅継ぎ、人夫・荷馬の徵達制が整備され、強制化された第一段階は日光東照宮の造営期である。元和九年（一六二三）・寛永元年と日光東照宮の造営工事はすすめられた。

『大沢猫の爪・福井猷良』は

当町（大沢）之義元和之頃ハ元荒川大堤通 今云新田耕地、古名高畠田沿渠上通其の他放レ放レ住居致居候所、寛永年中より日光道ニ成り候……（中略）一、横シ込ハ元和度之名にあらず、往古ハ横道筋ハ村往還通也、寛永中日光道中ニ相成宿場相翻ケ

と日光道中と宿場ともに寛永年中としている。

と記している。

承応二年は大沢村と有之、明暦二年は大沢町と有之候得ハ承応三・明暦元二ヶ年 之間ニ駅場ニ成候、

日光・奥州道史

文禄三（一五九四）入間川に千住大橋を架ける

慶長六（一六〇一）東海道に伝馬制しがれる

七（一六〇二）中山道に伝馬制しがれる（奥州道もこの頃か？）

九（一六〇四）五街道に一里塚を設ける

増林村の御茶屋御殿を越ヶ谷に移築す……越ヶ谷御殿

十一（一六〇六）（草加宿開設説あり）

十七（一六一二）「道路堤防井橋梁之制」で越ヶ谷へは大沢忠次郎基雄が派遣される。この頃大沢町成立か？

家康「百箇条」

大海道はその巾

並木より左右

二十六問

小海道はその巾

並木より左右

二十三問

一〇問

六間
並木より左右

一〇問

元和元（一六一七）家康の文書を日光山へ 日光廻往遠・八王子千人同心道となる

八（一六一二）駿伝馬駄貢を定める

寛永七（一六三〇）（草加宿開設説あり）

十三（一六三六）箱根に関所を置く

二代將軍秀忠日光社参につき越ヶ谷宿に伝馬手当米一五〇俵下附

二〇（一六四三）越ヶ谷宿へ助成金一八〇両下附される

慶安二（一六四九）家綱日光社参往返とも越ヶ谷御殿休泊

三（一六五〇）お蔭参り大流行

明暦元（一六五五）大橋架け替え

三（一六五七）「御足人馬」により越ヶ谷宿は二五人・二五疋

越ヶ谷御殿は江戸城二ノ丸に移築（江戸市中明暦の大火による）

万治二（一六五九）道中奉行を設ける

遊女禁止令

寛文二（一六六二）大沢町驟屋彦三郎始めて食完女を抱える

元禄二（一六八九）松尾芭蕉「奥の細道」に旅立つ

九（一六九六）日光道中「助郷」制度できる

越ヶ谷に助郷帳交付 近隣一一カ村助郷村に指定される

一〇（一六九七）大沢町食完旅籠一〇軒登録

十一（一六九八）越ヶ谷宿地子免一万坪

宝永二（一七〇五）お蔵參り大流行し、民衆伊勢神宮に群參

四（一七一四）越ヶ谷宿問屋場 越ヶ谷中町名主会田五郎兵衛屋敷 6×15間 三畝歩

大沢町問屋場 大沢町名主江沢太郎兵衛屋敷

6×15間 三畝歩

享保八（一七一三）情死の罰則定める

十一（一七二六）越ヶ谷宿助郷は西方村を免除し新たに、向畠、川崎、上・下間久里村を指定

十七（一七三二）「御足人馬」改定 越ヶ谷宿は五〇人 五〇疋
うち廻い人馬は一〇人 一〇疋

明和八（一七七一）お蔵參り流行

安永三（一七七四）越ヶ谷宿名主・問屋・本陣の三役兼帶の越ヶ谷本町の会田八右衛門は没落し退転

五（一七七六）将軍日光社参越ヶ谷宿増助郷

八（一七七九）大沢町大松屋福井権右衛門越ヶ谷宿本陣を引受ける

天明元（一七八一）大沢町福井家本陣となる……以後明治まで

二（一七八二）助郷雇替人馬勤め幕府より許可

寛政二（一七九〇）大沢町食売旅籠手入れ 多数处罚

七（一七九五）將軍家齊小金鹿狩 越ヶ谷地域の村々、千住・松戸両宿の助郷命ぜらる

十二（一八〇〇）日光法会の二十一日間の通行で越ヶ谷宿の人馬勤員数

総数	人足	馬
宿人馬	一二、八七〇人	三、九二三疋
助郷人馬	一一、八二〇人	一、〇五〇疋
		二、八七三疋

享和二（一八〇二）十返舎一九「東海道膝栗毛」刊行

文化七（一八一〇）千住・栗橋間の七カ宿、河岸場相手に「旅人乗船禁止」の訴訟

天保元（一八三〇）お蔵參り大流行

天保年間 飯盛女二名宛旅籠屋に置くこと許可

四（一八三三）「江戸名所図会」刊行

七（一八三六）「江戸名所図会」刊行

十二（一八四一）大沢町食売旅籠屋手入れ、多数の处罚者出る

文久元（一八六一）和宮下向につき板橋宿へ越ヶ谷地域からの助郷を命ぜらる

元治元（一八六四）水戸追討の軍勢四〇〇〇人越ヶ谷宿に一〇日間逗留

明治元（一八六九）鹿長軍一五〇〇人越ヶ谷宿に泊まる

新政府 職遞規則を公布

六（一八七三）等級道路名となり、一等道路「陸羽街道」

九（一八七六）一等道路を国道とし「陸羽街道」

大正八（一九一九）道路の番号化により「四号」

越ヶ谷宿と大澤宿の今昔

一、昔の道

海道

東武地域の古代道

二、五街道の制

江戸を基点とする

一里塚 石標 並木 茶店 宿場

三、伍馬制

伍馬駆逐立制度のこと……人との駆逐

人馬駆立 宿の向屋、年寄の任務

駆逐ぎ 距離や荷の軽重により駆逐を決める

一里塚 道の距離の目安

駆貨計算上の目安

御定人馬 各宿駅に常備しておく人夫駕・馬匹駕

人馬貨錢 御茶印人馬(朱印状所持者)無貨

御証文人馬(奉行等の証明書所持者)無貨

御定貨錢(幕府の公定貨金)右以外の公用者・参勤交代者など
相討貨錢(利用者との自由契約)右三種の過剰分・一般旅行者

人足 荷物五貫目までとする 過分は別増貨金となる

長持 一桿三十貫までで人足六人宛とする

乗物一挺につき人足六人

山乗物 ; ; 四人

山駕籠 ; ; 三人

あおり籠 ; ; 二人

真足 ; ; 一人

奇馬 四十貫の荷

乗掛馬 人一人と十八貫(二十貫までの荷)

軽尻馬 人一人と五貫までの荷

乗輕尻 二十貫までの荷

四、伝馬株・屋敷株

越ヶ谷宿	伝馬株	本百姓	一二〇軒(耕作地と屋敷を持つ)
大澤宿	歩行役	百姓	一一軒(屋敷地のみ持つ)
伝馬株	本百姓	二一軒(耕作地と屋敷を持つ)	歩行役 百姓
伝馬株	屋敷株とも売買可	二一軒(屋敷地のみ持つ)	

半株も認めた
株所有者になれば町政に参加できた
いずれも地子免あり

五、宿役人

同屋および年寄 同屋場の責任者(本陣を兼ねることあり)
同屋下役

帳付……人馬數、賃錢の授受および帳付
人馬差……組立役

人・荷を宿の人馬に割振る
助郷人馬の勤員と割当

年寄役 (一人一年分)

定使い……諸連絡をとる
越ヶ谷……金五両と伝馬役引
大澤……金四両二分

六、助郷制産

臨時に人馬の需要が必要になつた時、宿周辺の集落村から人馬を徵用できるよう
あらかじめ取決めをしておく
しばしば変更があつた

- (一) 定助郷(單に助郷ともいう)
- (二) 加助郷(増助郷ともいう)



同題意 作付期・收穫期に關係なく要請がくる
代償制度 助郷替人馬制である
宿場に替人馬が留まる

七、旅籠屋

本陣 身分の高い勅使・官・公家・幕臣・大名・高僧・茶師状所持者など
脇本陣 次席クラス

旅籠

御用旅籠

公用者・一般旅客(越ヶ谷宿は十八軒指定)

平旅籠

一般旅客・指定請

飯盛旅籠

次第に増加し遊興化した。黙認から制限許可制になる。岡屋筋へ特別拠出金を提出

本賃宿

当初は本賃宿から始まる

旅人食料持參・薪代を支払う

八、立場

宿場と宿場の中程に自然発生した休憩所

お茶・中食・名物・旅装補充・馬の水と飼料

「蒲生立場」若槻道・大相模不動道への分岐点として掌えた
「向久里立場」旅行記に登場する名物ウナギの秋田屋などある

九、飯盛旅籠

十、「講」と「引札」と「旅心得集」……信仰・湯治・遊山・職業講・信仰講など

東北方面 松島・出羽三山

伊勢参り・抜け参り・お蔭参り

金比羅参り・四国遍路

富士講・大山講など

十一、岡所・川岡・渡舟

橋||千住大橋

川岡||栗橋

東海道の場合

十二、宿場町と市立

十三、一般庶民の旅の例

御定賃錢

徳川家康は、天正十八年（二五〇）関東移封後、原則として一里あたりの駄賃を錢一六文に定めたといわれる。その後物価の変動その他で追々駄賃の改定が行われたが、正徳元年（七二）に各宿間の駄賃が改めて定められ、この駄賃が高札に記されて各宿の高札場に掲げられた。以来このときの駄賃が元賃錢と称され江戸時代を通じ駄賃の基準となり、元賃の何割増減という計算方法で駄賃が定められた。この元賃錢のうち日光道中各宿間の賃錢を示すと、次の表のことである。

これによると、各宿場はおよそ一里前後に一カ所設けられており、この賃錢は一里あたり本馬で約

錢四〇文、軽尻で錢二五文、人足で錢二〇文前後である。しかしながらずしも画一的なものではなく、宿によって多少の差異がみられる。

日光道中各宿間元賃表
(五街道取締書物類寄による)

宿場	里程	本馬	軽尻	人足
戸住加谷壁戸手河木田山田井橋宮宇下徳次郎中徳次郎上徳次郎大今鉢	2里8町 2里8町 1里28町 2里30町 1里21町 1里25町 2里3町 1里20町 25町 1里27町 1里24町 1里11町 29町 1里18町 1里23町 2里1町 2里19町 2里17町 2里31町 1里32町 2里 2里	文 91 84 67 106 61 68 80 61 29 68 65 52 31 58 65 80 92 100 116 73 78 86	文 60 56 44 67 41 46 53 41 19 46 43 35 20 37 43 53 61 64 74 48 52 56 58	文 46 43 34 50 31 35 41 31 14 35 32 26 16 29 32 41 87 48 56 36 40

日光道中、宿駅戸数・旅籠屋数

宿名	総戸数	人口	旅籠屋
千住	2,370	9,956	55
加谷	720	3,619	67
越後	1,005	4,603	52
柏原	773	3,701	45
夢見	365	1,663	46
幸	962	3,937	27
栗原	404	1,741	25
幸	69	403	6
栗原	1,105	3,865	31
木田	126	527	25
河内	175	947	50
木田	423	1,392	74
山田	69	244	11
山田	165	767	43
山田	79	414	30
山田	72	268	38
山田	1,219	6,457	42
山田	169	653	72
外	43	278	41
宮	236	1,122	21
宮	227	985	19

日光御成道

宿名	人口	旅籠屋
岩川	229	1,251
大	295	1,406
大	217	906
大	480	896
大	778	3,378

旅籠屋

江戸時代旅人の休泊を目的とした施設を旅籠屋と称し本陣などもこれに含まれたが、本陣・脇本陣は普通旅籠屋とは呼ばない。本陣・脇本陣を除いた旅籠屋を大きく分けると、特殊な女を置いて旅人の接待をさせる食売旅籠屋（飯盛旅籠）と、そうでない平旅籠屋とがあった。そのほか宿泊する旅人の種類やその場所によって商人宿・牛馬宿・香具宿・木賃宿・参詣人宿・郷宿・温泉宿などと呼ばれたが、道中宿場の旅籠屋では、単に旅籠屋と呼んで明確な区別は設けていなかったようである。

旅籠屋の数は、その宿場や時代によって大きく異なるが、天保十四年（二四三）の調査による『宿村

大概帳』によると、東海道桑名宿の一〇軒、同じく岡崎宿の一〇軒がもつとも多い方である。

地子の免許

各宿御定の人馬は、役百姓を除いた伝馬百姓が負担したが、幕府や藩でもこ

の代價の一つとして地子（宅地税）を免除することがあった。地子免の早い例では、慶長六年（1601）、東海道に伝馬の制が布かれるとともに、東海道中品川・三島・保土ヶ谷・浜松・藤枝・四日市の各宿などに伝馬状が交付され、それぞれ一部の地子が免除されている。日光道中では、慶長七年に宇都宮宿の地子が免除されたという説もあるが、たしかなことは不明であり、またほかの宿の地子免期日も明らかでない。

もつとも千住宿の『旧考録』によると、伊奈半十郎忠治による寛永四年八月の検地のとき、千住宿は五万坪の地子が免除されたといふ。また越ヶ谷宿では、『大沢町古馬宿』によると、寛永十七年に越ヶ谷・大沢両町に各六反歩の地子が免除されたとあり、大沢福井家文書『往還御用留』によると、慶安三年から地子免が許されたとあるが、いずれも確実ではない。確認できるのは換地帳などにより、元禄九年（1696）度から千住宿が一万五〇〇〇坪、越ヶ谷宿が一万坪の地子が免除されていることである。おそらく日光道中各宿の地子免も、宇都宮や古河宿を除いてはこの頃のことであろう。

このうち越ヶ谷宿の地子免は、宿内の各伝馬役百姓らに配分されたが、越ヶ谷宿両町の地子免配分は次のとくである。

越ヶ谷町 (五十坪)	伝馬役百姓	一一〇軒半	一軒に付一畝七歩八厘宛
	歩行役百姓	一一一軒	一軒に付一二歩六厘宛
大沢町 (四十五坪)	伝馬役百姓	七三軒	市神社人勘太夫へ割当
	歩行役百姓	五軒	一軒に付二畝五歩宛
	割余り分	一〇〇坪	間屋場敷へ割當

越ヶ谷・大沢両町は、同じ越ヶ谷宿のうちであったが、それぞれ地子免の割合が異なっていたのは、両町が独立した伝馬機能を持ち、合宿という性格が強かつたためで、このときにはまだ完全に合体するには至らなかつたのである。また千住宿では一万五〇〇〇坪の地子免を、一七三軒半の伝馬役百姓に割合、一軒あたり一畝二六歩であり、草加宿では一万坪を一一〇軒半の伝馬役百姓に割合、一軒あたり三畝歩の配分であった。しかしこの地子免は、伝馬百姓の過重な負担にくらべれば、微々たる減税でしかなかつたであろう。

宿駅	戸数	町並	地子免	支配所
千草	2,370	軒	町間 22.19	坪 15,000 幕府領
住加谷	720		12	10,000 クククククク
越ヶ谷	1,005		17.34	10,000
杉	773		10.25	10,000
幸	365		8.20	10,000
栗	962		4.5	10,000
中	404		10.30	5,000 古河
古	69		4.50	1,800 藩
野	1,105		19.18	71,228
間	126		10.55	3,600
小	175		9.50	3,600 宇都宮
新	423		12.13	3,600 クラ領
小	59		3	幕佐
金	165		6.42	幕府倉庫
井	79		5.28	ナシシシシ
播	72		5.20	ナナナナナナ
宮	1,219		20	宇都宮藩
宇	169		上 9.12 中 2.51 下 5.14	131,206
都				
徳				
次郎				
大				
今鉢				

日光御成道

	軒	町間	坪	
岩川	229	3.31	ナシ	幕府領
口谷	295	13.57	10,000	
ヶ谷	217	4.20	8,564	ククク
門	480	7.23	ナシ	
付	778	17.10	42,145	岩付藩領

千住宿

宿内町並南北一二町一九間 人別 九九五六人 家数 二三七〇軒
 本陣 一軒 臨本陣 一軒 旅籠屋 五五軒 内 大四軒 中三四軒 小一七軒

打出屋敷 一丁目 下河原左衛門 高札場一丁目 荷物貢目改め所 間屋場謁

人馬雜間屋場一ヶ所 間屋二人 年寄六人 帳付三人 馬指二人 人足指三人

右間屋場え間屋一人 年寄三人 帳付一人 馬指一人 人足指一人日々相詰 重き通行有之節ハ宿役人一同罷出取扱來

草加宿

宿内町並南北一二町 人別 三六一九人 家数 七二三軒
 本陣 一軒 臨本陣 一軒 旅籠屋 六七軒 内 大二軒 中三〇軒 小三五軒

打出屋敷 大川氏の屋敷 高札場六丁目

人馬雜間屋場一ヶ所 間屋四人 年寄六人 帳付三人 人馬指六人

右間屋場え間屋一人 年寄三人 帳付一人日々相詰 重き通行有之節ハ一同罷出取扱來

越ヶ谷宿

宿内町並東西（南北）一七町三四間 人別 四六〇三人 家数 一〇〇五軒
 本陣 一軒 臨本陣 四軒 旅籠屋 五二軒 内 大一一軒中二八軒 小一三軒

打出屋敷 会田五郎平 高札場本町

人馬雜間屋二ヶ所 一ヶ所 中丁 一ヶ所大沢町 間屋四人 年寄一二人 帳付四人 人馬指七人

右間屋場え間屋一人 年寄二人 帳付一人 人馬指二人日々相詰 重き通行有之節ハ宿役人一同罷出取扱來、尤右二ヶ所間屋場毎月十日代相立勧來、

柏崎宿

宿内町並南北十町二五間 人別三七〇一人 家数七七三軒
 本陣 一軒 臨本陣 一軒 旅籠屋 四五軒 内 大二二軒 中八軒 小二五軒

打出屋敷 地名のみ打出組 高札場上宿

人馬雜間屋場一ヶ所 間屋二人 年寄四人 帳付二人 馬指四人

右間屋場え間屋一人 年寄其外共日々相詰 重き通行有之節ハ宿役人一同罷出取扱來、

杉戸宿

宿内町並東西（南北）八町二〇間余 人別一六六三人 家数三六五軒
 本陣 一軒 臨本陣二軒 旅籠屋 四六軒 内 大四軒 中七軒 小三五軒

打出屋敷 不祥 高札場一ヶ所 中町

人馬雜間屋場一ヶ所 下町 間屋三人 年寄七人 帳付三人

右間屋場え間屋一人 年寄一人ツゝ 其外宿役人も日々相詰 重き通行有之節ハ一同罷出取扱來、

幸手宿

宿内町並東西四五間（宿往還長九町四五間）人別三九三七人 家数九六二軒
 本陣 一軒 久喜町 臨本陣無 旅籠屋二七軒 内 大無 中七軒 小二〇軒

打出屋敷 知久文左衛門雲氣 高札場 右馬之助町

人馬雜間屋場一ヶ所 久喜町 間屋四人 同見習一人 年寄八人 帳付四人 馬指四人 月行事四人

右間屋場え間屋一人 年寄二人 帳付一人 馬指一人 月行事一人日々相詰 重き通行有之節ハ宿役之もの一同罷出取扱來、

栗橋宿

（三宿之儀ハ中田宿と合宿ニ有之、毎月十五日代り相勧來る）

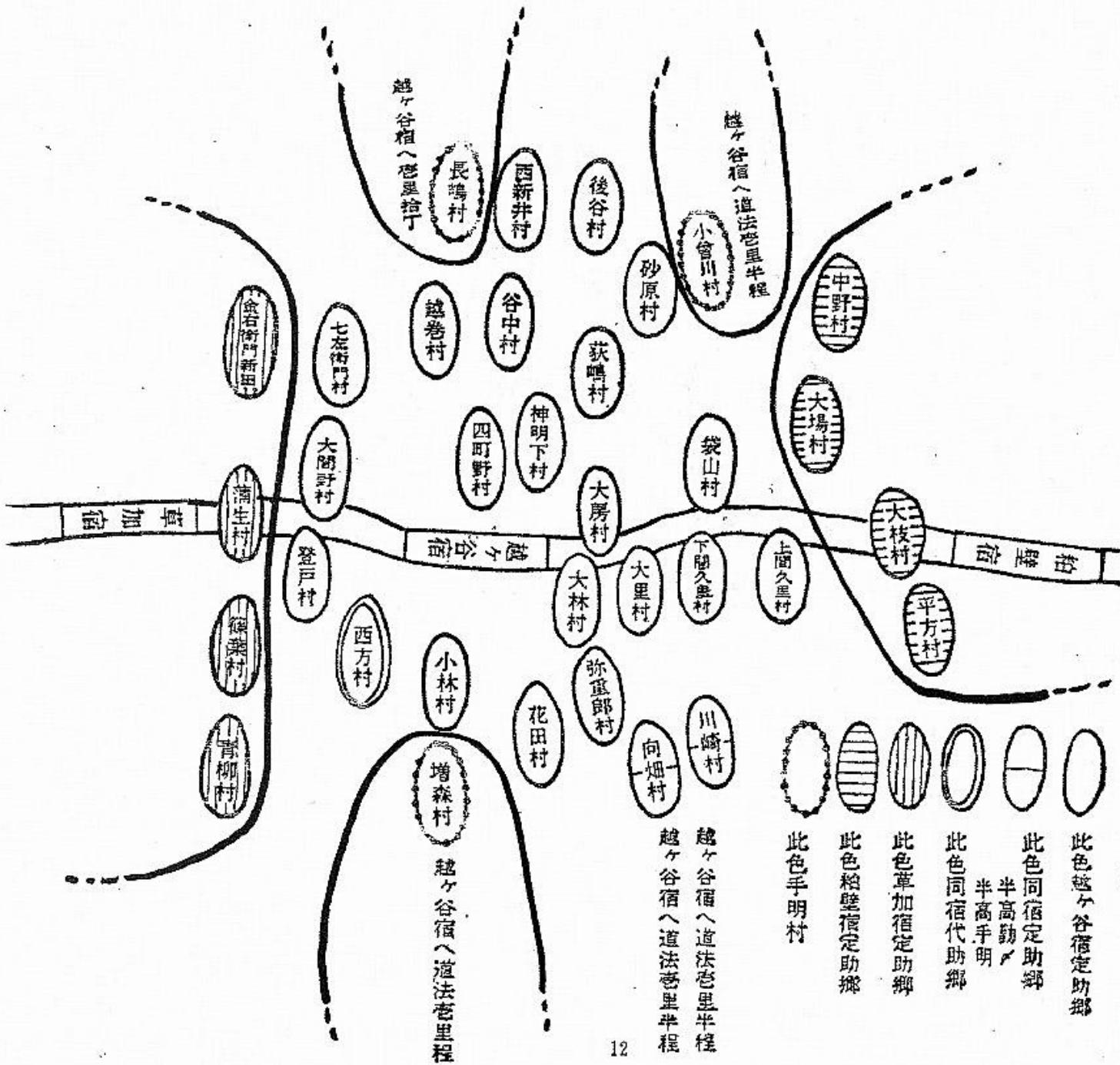
宿内町並南北十町三十間 人別一七四一人 家数四〇四間

本陣 一軒 臨本陣 一軒 旅籠屋 内 大四軒 中七軒 小一四軒

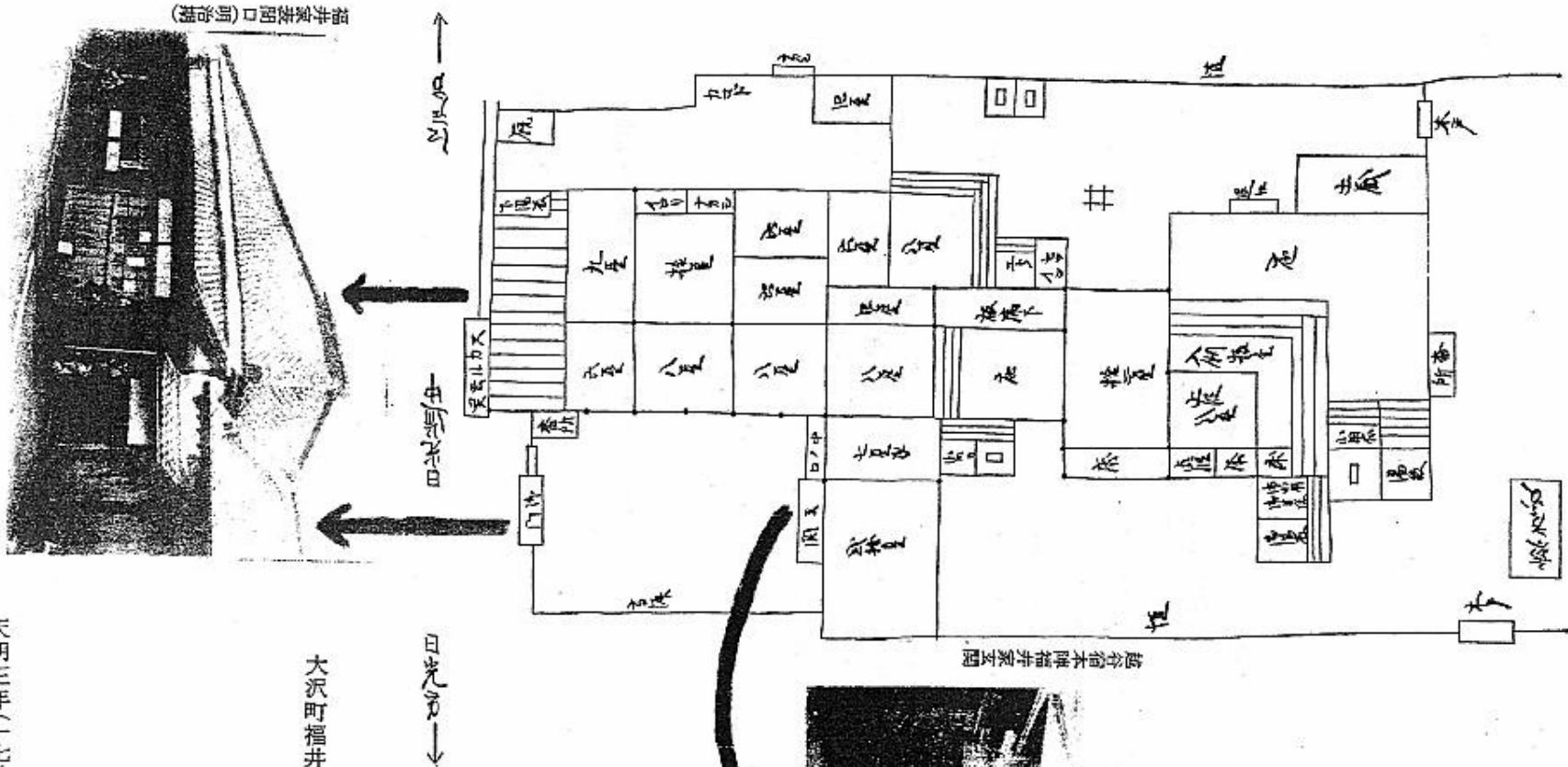
人馬雜間屋場一ヶ所 上町 間屋三人 年寄三人 帳付三人 馬指三人

右間屋場え間屋一人 年寄一人 帳付一人 馬指一人日々相詰 重き通行有之節ハ宿役人一同罷出取扱來、右宿役人房川渡船場役兼帶相勧來。

越ヶ谷宿助郷



現 東武總



本陣福井家『御休泊』

御用日記』によつて弘化五年のときの一本松城主丹羽左京大夫參勤の際の覚書をみると、

「一、錢二百七拾二文御上御一人様

一、錢二百四拾六文御次御一人様

一、錢二百四拾文 御下御一人様

右之通り御旅籠代御取極下され候處、相違御座なく候、以上

一、白米一升ニ付 錢百四拾八文

一、胡摩一升ニ付 錢二百八文

一、塩一升ニ付 錢四十八文

一、油一升ニ付 錢一貫百文

一、昆布一把ニ付 錢二百八文

一、酒粕一升ニ付 錢百四十八文

一、番十足

一、玉子一ヶニ付 錢三百文

一、馬一疋ニ付 錢四百八拾文

右之通り所相場を以て願上奉候通り、相違御座なく候、以上

申正月十二日

福井権右衛門

二本松様御内 近藤清司様

とあり、時の所相場を示して相対で摺合のうえ宿料を定めたことが知れる。

それでは大名休泊時の本陣の献立はどのようなものであつたろうか。同じく弘化五年の『御休泊御用日記』によつて、内田豊後守一行の賄いをみると、本陣に到着したときの夜食は、御平がしいたけ・ゆば・長芋・竹の子・三ツ葉、御皿がくわい・蓮根・かんぴょう・しいたけ・ひろゆば、御汁がしいたけ・焼豆腐・青葉、香の物が大根の味噌漬と、しそうがの純漬である。御膳は米を持参したので、これを炊いて差上げたという。

翌日の朝食は、御平があんかけ豆腐にしようが、御汁が大根の千本切、御皿は竹の子の丹煮、香の物が大根の味噌漬と大根の純漬である。そして弁当には玉子焼にこぶたけのうまいに、それによせ豆腐であつた。また御供衆の賄いは、上・下に分けられた定食であつたが、定食以外に酒肴を注文したときは、各人それぞれの分は別勘定であつたがあるので、この多彩な献立は大名だけの分であつたかも知れない。ともかく大名の休泊は、本陣・旅籠にとつて少なからぬ助成であつたろう。

しかし一般的には、藩財政の窮乏が深刻になつた江戸時代中期以降は、各大名とも參勤交代その他に用する交通費をきびしく僨約し、相対宿料も守らない傾向にあつたようである。

弘化五年(一八四八)

越ヶ谷宿本陣福井家の休泊者宿帳より

一月二十三日	日光門主	下山 小休	五月 七日	日光門主	登山 小休
二月二十五日	小池坊権僧正	日光へ昼休	五月二十一日	織田兵部少輔	参勤宿泊
三月二十六日	立花主膳正	江戸へ宿泊	五月二十三日	日光門主	下山 小休
四月一日	田村右京大夫	江戸へ昼休	五月二十六日	溝口主膳正	江戸へ宿泊
四月二日	堀田接津守	昼休	六月八日	南部弥六郎	宿泊
四月五日	上杉彈正大弼	宿泊	六月二十八日	生駒主殿	宿泊
四月六日	丹羽左京大夫	宿泊	七月十七日	南部弥六郎	宿泊
四月十一日	有馬備後守	昼休	七月二十日	有馬備後守	宿泊
四月十二日	日光門主名代	小休	七月二十日	南部甲斐守	宿泊
四月十三日	日光祭礼奉行	宿泊	七月二十九日	秋田安房守	宿泊
四月十八日	京都勅使万里小路	小休	九月七日	日光門主	小休
四月十八日	日光名代武田左京大夫	宿泊	九月十一日	鳥居丹波守	昼休
同 日	日光祭礼奉行内田豊後守	下向宿泊	九月十三日	日光名代 橫瀬美濃守	小休
四月二十二日	仙台大将	虎屋宿泊	十一月二十日	日光祭礼 渡辺備中守	大黒屋 小休
四月二十三日	周幡少将	参詣宿泊	十一月二十五日	松井周防守	宿泊
四月二十六日	丹羽越前守	入店宿泊			

飯盛女の名称

幕府の公用語

食壳女とか食壳下女

関東

飯盛女とか飯盛下女、飯壳下女、茶汲女

裏日本

ねこ、貉駄

碓氷関

抱え下女

奥州道中盛岡宿、

おしゃらく

中山道木曾十一宿

菰被りとか船饅頭、もぐり

新潟

草餅

全国的

留女、杓子、おぢやれ

信州松本や諏訪宿

針箱

守貞漫筆には「江戸にて駅妓を宿場女郎といふ、三都とも駅を宿といふ、今俗の風なり」

万延元年（1860）六月、越ヶ谷宿在七左衛門村の百姓太郎左衛門が、豆州熱海へ旅をしたが、このときに記した『熱海入湯諸雜用覚帳』によると、太郎左衛門は途中品川宿で道中記を銀一六文で購入している。道中の案内にするためであつたろう。試みにこの道中の諸掛りを記すと次のとくである。
太郎左衛門が熱海へ旅立ちするとき、「宿・纏・留飲・痔発足之砌銀別」として、数多くの村びとや知人から錢別金がよせられている。当時は一寸した旅にも、錢別のやりとりはきわめて一般的な風習であつたようである。ともかく六月十日七左衛門村を出立した太郎左衛門は、草加宿から千住宿まで駕籠に乗つた。駕籠賃は金一朱と銀一〇〇文である。千住宿で昼食をとつたが、この代金は銀二一六文、銀三二文で煙草を買い、江戸芝浜松町まで歩き、ここから駕籠に乗つて品川宿についた。このとき浜松町からの本来の駕籠賃は、銀三〇〇文であったが、途中俄かに雷雨にあい、道を急行させたので金一朱と銀六四文の料金になつたとある。当時の錢相場はつまびらかでないが、かりに金一両が銀七貢文とするとき、約銀五〇〇文の代銀にあたり、多額な割増銀をとられた勘定である。いずれにせよ品川宿で一泊、泊り賃が銀三三二文、それに酒肴代が二八八文で計六二〇文の払いであつた。ここで道中記を買求めたのは前述の通りである。

翌十一日、品川宿からただちに駕籠に乗り神奈川宿に至つたが、途中六郷の渡しで駕籠とともに三人分銀四五文の船賃を払つて多摩川を渡つた。品川から神奈川まで道程五里、この駕籠賃は金二朱と二〇〇文であった。ここから徒步で戸塚宿に至り一泊、泊り代は銀二七二文である。翌十二日、戸塚宿を立つて大磯宿に至り、ここから小田原まで道程四里の道を再び駕籠に乗つた。このときの駕籠賃は金一朱と銀三〇〇文、小田原宿で一泊、泊り代は銀二六四文である。

翌十三日、酒匂川の人足渡し賃一九〇文を払つて酒匂川を渡り、ここからまた駕籠に乗つて熱海に着いた。このときの駕籠代は金一分と銀一〇〇文、山道であるためか割高である。こうして武州埼玉郡七左衛門村から豆州熱海まで、二泊三日の旅であつた。

熱海では相模屋要右衛門方に逗留したが、このときの宿泊料の取極めでは、三疊間の勝手と二疊間の煮焚場所、それに諸道具が付いている六疊間座敷一日あたり銀九匁の部屋代である。このほか諸事世話をする老婆を雇つたが、この老婆一日あたりの給賃は銀三匁であった。この間太郎左衛門は、入湯のかたわら銀三一文で髪を結つたり、銀四八文であんまを頼んだり、銀一〇〇文で講釈を楽しんだりしたが、その後箱根の湯本などにも足をのばした。こうして七月三日、二十四日間の湯治の旅を終えて家に戻つた。この間の出費は總べ金二両と銀二一貫五七〇文であつた。このうち金一両一朱と銀四貫八六四文が、實に駕籠賃であつたとあるので、おそらく駕籠は老人や病人、あるいは女人しか普通は利用しないぜいたくな乗物であつたであろう。

また農民はしばしば巡礼を志し、比較的早くから徒步の旅を楽しんでいた者もいたようである。延享二年（1785）五月、埼玉郡蒲生村（現越谷市）の農民中野佐七は、同行五人の者とともに坂東巡礼に出向いている。このときは房州路を市川・船橋・千葉を経て銚子に出た。一行はここから鹿島・香取を廻つて土浦に抜け、筑波から水戸・太田を経て奥州路の郡山に到り、二本松・福島・白石・岩沼を通つて仙台の長町に到つてゐる。それより塩釜^{しおざん}に出て船路三里、松島に遊んだが、ここでは「是よりまつ嶋へ舟にのる。舟賃一そく立切にて五五〇文、夫より嶋々見物、嶋數八百八嶋と云、舟道通りに四十八嶋あり、けいち（景地）なり。次にまつ嶋へあがりあんない頬、仙台様御ほたい所すいがん寺へ。」

慶長十九年（一六一四）十月

路次中諸駅不錢の事

宿主の薪を用ひば、びた三文、馬は一足に六文たるべし。もし薪をみづから持來りて用ふるものは、宿費をつかはすに及ばず〔徳川実紀〕の「台徳院殿御実紀」

「慶長初年の頃は旅人一日の糧食を繩二合五勺」とし、十日を行くものは則二升五合を携へ、旅舎は唯之を掩すの温泉及臥榻を給するのみ故に、其宿等の凡例に於て会得は予報あらされは惜さず」

栗原信允著『柳廬雑筆』

元和二年（一六一六）十月十四日 江戸幕府が人身売買に関する禁止の法令をはじめて出す

一切人を売買する事を禁せらるれば、もしみだりに売買せし者には、売人買人共に損失と定め、本人は心にまかせしむ。
もし勾引して売者あらば、売人は罪に処せられ、売られしものは本主にかへし下さるべし〔徳川実紀〕一編）

（慶安以前）

「慶安以前元道中、千住より大原通八条堤六本木中町横の筋往還成しを千住より中橋迄細見所御引渡しニ而直道ニ成申候」

元和三年 伝馬の始まり 越ヶ谷宿駅の成立か

「越ヶ谷元郷、（中略）御入田後繁昌ニ相成、元和年中日光山ニ御奉葬る日光道中越ヶ谷村ニ而御伝馬維立致居候、寛永年中日光祭礼井諸御大名様方參勤交代被仰出候ニ付、宿場へ問屋庭旅館之本陣所等被仰候、遂其後慶安年中地子免許等被仰付候、越ヶ谷宿と唱候事此年曆之間と相見ヘ申候」（越ヶ谷瓜の裏）

元和三年（一六一七）三月

「十二日、風雨猶やまず。この日、日光山御参詣の御首途あり、入馬川洪濤して千住の大川みなぎり、大橋も既におしながされんとす。小石を苞とし數万俵、透間なく橋下に備へしかば、さはりなく御通行あり、御跡よりまかりたる牧野鐵部成常等十三騎水にながされしが、かるうじて遊ぎあがる。人馬暴死するものあり。又昨日御先に器械もわまかりし下部等の中には、千寿・草加西駅の間にて、風雨に晒て死する者十三人とぞ、ほとんど未曾有の大風雨とて衆人驚愕す。今夜高力振津守忠房が岩附の城を御旅館となさる。」

〔台徳院殿御実紀〕

元和五年（一六一九） 人を勾引して売るものは斬に処すべし

寛永七年（一六六七） 東海道神奈川では、幕府の禁令に違反し、遊女を召抱えていた罪で、磔刑にされた者が出た。

武州神奈川町に於て御仕置仰付られ侯書付

一、はりつけ

市郎兵衛

是は東海道神奈川の内青木町にて、かやと申す遊女を抱置、同町権兵衛と申ものの方に預け因、遊女いたし候。其上かやをもとめ候節、かやとい女の請人もこれ無く召置、右の通ニ候。かや外ニも手前ニ女兩人かゝへ置候旨

一、はりつけ

是へ右のかやかとい出し、市郎兵衛方へ相渡候節、路次にてかや若類をはきとり、其上市郎兵衛ニ相渡、金子取る可と致候所、六兵衛見出シ候へ共、かといものに候故、此六之丞とかくの申たても罷り成らざる儀、かや申通りかとい候懷紛これ無く候旨

一、斬罪獄門

権兵衛

是ハ市郎兵衛方より右の遊女のかやを、当三月より七月迄庄屋五人組より相改候まで指置候旨

明暦三年(一六五七) 越ヶ谷宿 常備人馬・通称“御定人馬” 二五人二五疋
緊急の御用に使用する名目で“駆人馬”

万治二年(一六五八) 東海道各駅娼婦ヲ置クヲ禁ス、若密ニ之ヲ置クモノハ其女自其地ノ守護及代官ニ首訴ス
ヘシ、若探偵ヲ待テ發覚セハ其女駅吏ト共ニ其罪ヲ同セン〔駅通史稿〕

万治三年(一六六〇) 墓府 道中宿場の遊女を禁止

寛文二年(一六六二) 越ヶ谷宿の大沢町に藤屋伊兵衛がはじめて食売旅籠屋を設け食売女を抱える。

「大沢町古馬管」

寛文二年 十一月東海道各駅ニ令シテ其隠娼ヲ驅逐シ若逃亡スルモノハ之ヲ追捕セシム。自今各駅
其隠婢外ノ婦女ヲ置クヲ禁ズ
設使隠婢ト雖トモ制外ノ衣服ヲ穿ツモノハ皆娼婦ヲ以テ之ヲ罰セン〔駅通史稿〕

貞享年間(一六八四~八七) つた屋茂右衛門などが食売女を抱えはじめる

元禄十年(一六九七) 六兵衛・庄兵衛・三郎右衛門・八左衛門・次郎兵衛・九兵衛・長左衛門・七郎右衛門・
平三郎・勘兵衛の一〇名が食売旅籠を営んでいた 「大沢町人別帳」

宝永四年(一七〇七)一月 越ヶ谷宿では越ヶ谷中町の会田五郎平大屋敷の内、間口六間、奥行一五間の屋敷地
を正式に問屋場に定めた。

宝永四年の八月 江沢家屋敷の内間口六間、奥行一五間の敷地を、改めて問屋場と定めた

享保三年(一七一八) 諸駅逆旅の食売女、近年その数多きよし聞ゆ、今より府外十里の外は一軒に食売女二人
の外かたくおくべからず〔徳川実紀〕八

五海道宿々旅籠屋ニこれ有る食売女の儀ハ旅人の酒食給仕等致す可ものニテ売女ニハこれ無
く候共、往来の旅人、其旅籠屋ニ止宿いたし候節、寝食の給仕いたし候〔徳川禁令考〕一二
享保五年(一七二〇) 大沢町議定で、一軒あたり金三分二朱を“町錢”と名づけて年々
町入用に納めることになる。

享保十二年(一七二七) 小松屋久兵衛・えび屋長七・小藤屋次兵衛・桔梗屋弥惣兵衛・升屋喜左衛門・
木瓜屋平兵衛・岩瀬屋平兵衛・かたばみ屋孫助・松屋権右衛門が食売旅籠とある。

「大沢町人別帳」

享保年間 大沢町の食売旅籠は、一軒に二人の食売女が抱えられるようになつた、

元文元年(一七三六) 越ヶ谷宿では御定人馬五〇人五〇疋になつた。

宝暦年間（一七五一～六四）

越ヶ谷宿本陣会田八右衛門付の御用旅籠屋は大沢町に集中

桔梗屋弥惣兵衛（多々良）、大松屋定右衛門（福井）、庄内屋久兵衛（深野）、柏屋安左衛門（大垣）、橘屋弥七（広瀬）、小和屋孫右衛門（吉田）、下妻屋准右衛門（松沢）、鳩屋所左衛門（深野）、玉屋彦兵衛（深野）、虎屋次兵衛（山崎）、萬屋茂左衛門（川上）、若松屋次郎八（足野）、稻葉屋次左衛門（足野）、富士屋次右衛門（内藤）、佐野屋伝左衛門（内藤）、大塚屋又兵衛（吉田）、江戸屋金平（荒井）、山屋立甫（深野）

一八軒

御用宿に準じるもの 富芳屋峯松など五軒

木賃宿には鶴屋佐右衛門

香具宿には茗荷屋正右衛門など。

総数四八軒

福井家文書「御用留」

宝暦年間（一七五一～六四）

“町錢”一日一軒あたり錢二四文と改められた。

安永三年（一七七四）

越ヶ谷宿の本陣 越ヶ谷本町の会田八右衛門家没落し、越ヶ谷町を遷転した。

安永六年（一七七七）

大沢町食完旅籠屋
下妻屋権右衛門・いせ屋太兵衛・肴屋半助・俵屋喜右衛門・つた屋茂左衛門・
藤屋平四郎・吉野屋孫右衛門・そば屋長十郎・茗荷屋政右衛門
店頭として柏屋安左衛門

安永六年（一七七七）

町錢は、一軒あたり一ヶ月錢四〇〇文に定められた。

安永九年十一月

大沢町の脇本陣であった大松屋福井氏が正式に本陣を勤めることになった。

安永九年

脇本陣は、大沢町の虎屋次兵衛（山崎）、玉屋彦右衛門（深野）の兩家が仰付けられた。

（越ヶ谷町の会田八右衛門家が本陣を勤めていた頃は、越ヶ谷本町の四ッ日屋と、大沢町の大松屋が脇本陣を勤めていた。）

寛政二年（一七九〇）十一月

道中奉行根岸肥前守の下知により、過人數の食完女を置いた大沢町の食完旅籠そばや長十郎、むさしや茂兵衛、かぎや又左衛門の三名が逮捕され、所払いの刑に処せられる。土地・財産を没収、食完女はすべて親元に引渡す。

文化元年（一八〇四）

大阪の松尾甚四郎の手代源助発起によつてはじめて、講組織の旅籠屋ができた。
浪華講である。その趣意書によると、浪華講が設けられた理由や状況が理解される。

諸国道中筋、定宿井に定休所に此の通り木の看板かけ置き申候。是を曰當てに御泊成さるべく候、尤も諸事実意に御世話申し食完女飯盛など決してすすめ申さず候、これ当講内の規定也（『民間管要』）

文化十三年

埼玉郡越谷新町の豪商 山崎長右衛門（平篤利 因懸願与一字）平田篤成の伊吹舎門人となる。
伊吹舎、越谷地方門人は山崎篤利の他に、小島元吉の紹介で文化十四年に入門した、小泉市右衛門、安輝
シ町山善兵衛正理の二人が居り、三名が越谷地方門人グループを成している。

大沢町大火後、文政元年までの一年間に、大沢町四五軒の旅籠屋のうち、一四軒が交替している。

旅籠屋交替の一つの要因は、強制的な御用宿の割当てにもあった。御用旅籠を勤めたときは、宿場から補助錢が与えられたがその代價を補う額ではなかった。しかも低廉な公定旅籠錢で休泊する公用通行者が年ごとに増大したため、御用旅籠の經營はけつして楽ではなかつたようである。このためいずれの旅籠も御用宿を忌避する傾向にあつた。

文化十四年六月

大沢町旅籠屋所左衛門 一般旅びとの止宿稼ぎをもっぱらにして御用宿を勤めなかつたので宿役人は、支配大貢次右衛門役所に訴えた。

文化年間

一軒あたりの町錢基準は、人頭割に改められ、食売女一人につき幾らと定められた

文化・文政年間（一八〇四～三〇）

一二二軒の食売旅籠が、主に大沢町の下組に集中して営業が続けられていた。

文化八年以来、平田篤胤の有力経営門人であった吹呴发展の上で見逃せない駿河国府中江川町 練屋 柴崎十兵衛直吉と、直古の紹介で翌月入門した駿河国府中江川町 三階屋 新庄「石衛門」藤原道雄に引続いて、文化末年頃より、山崎篤胤が台頭した。従来の氣吹舎門人が五両・十両の出資といえど精一杯であったのとは異り

「借用申金子之事

一金武百九拾六両也 文字小判也

但利足之議者老削

右者此度御厚意を以て、古史成文三巻、古史微四巻共、彫刻致し、且仕立迄之入用として借用申處実正也。返済之儀者、最初御約束申候過、右本壳渡之金子ニ而、元利御勘定御引取可被下候。万一為金子返納に能はず候者、板木不残取扱、貴殿方江御取り摺立、本書肆江御壳渡被成、其利分にて元利相済次第、板木者此方江御渡可被下候。尤此度摺立相済候上者、直に板木御預ヶ申候ても不苦候。此候者御勝手次第に可被成候。為後日仍如件

証人 平 鳴 伊 助 印
借用 人 平 田 大 角 印

文政元戊寅正月十日 より追々

山崎長右衛門^{〔13〕} 肉門

なる大金を篤利は調達できる門人であった。さればこそ、篤胤が「学問にはおやづらに御座候へ共、内実ハ子の心得にて居候へば親とたのむ貴老」と一町人の篤利に頭を下げている。その本心は財布にあつたのである。

文政元年三月

旅籠屋の規模に応じ、大・中・小の格付けをして御用宿割当ての基準を設ける。四八軒

大宿 二四軒

権右衛門・伊左衛門・彦右衛門・治左衛門・七郎兵衛・太右衛門・佐七・所左衛門・橋権右衛門・清吉・嘉助・源兵衛・喜三郎・新兵衛・安五郎・甚兵衛・弥平太・喜右衛門・次郎右衛門・直次郎・惣四郎・長兵衛

中宿 一九軒

伝吉・甚八・文五郎・党右衛門・利八郎・佐次右衛門・此吉・次郎兵衛・嘉右衛門・茂左衛門・伝兵衛・次助・伊兵衛・繁八・又左衛門・茂兵衛・嘉右衛門・政右衛門・重助

小宿

七軒

新八・利七・伊兵衛・中長兵衛・嘉七・重左衛門・權兵衛

文政八年五月

道中奉行石川主水正は、日光道中越ヶ谷宿のうち大沢町の食売旅籠二軒が、銘々食売女を過人數抱え、夜になると表見世先にならび、あるいは奥座敷で音曲を催したりしている。

このうち弥兵衛・政右衛門・伝吉・弥平太・伊勢屋という者がとくに不埒であるとして、代官伊奈半左衛門に取締り方を命じた。

これに対し伊奈半左衛門が、宿々の助成のため惣旅籠屋に二名宛の食売女を置くことを上申して許された

文政十年二月 二人宛の食売女を許された大沢町では、新たに旅籠屋議定を結んだ。

- (1) 旅籠屋一軒につき食売女を二名以上置かない。
- (2) 食売女には華麗なる服裝や飾り物をつけさせない。
- (3) 食売女を抱えたとき、あるいは腰を出したときは、そのつど役所に届ける。
- (4) 食売女を抱えられない旅籠屋には、お互に食売女を融通しあう。
- (5) 大沢町旅籠屋五八軒のうちから、御用宿の触当てや取締りにあたる世話役を五人選び、御用宿の差支えがないようとりはからう。世話役には役料を与える。
- (6) 二軒の食売旅籠が、年々錢一〇五貫五〇〇文を町錢に納めていたが、これからは総旅籠屋五八軒の割合出金に改める。
- (7) 新規の旅籠屋を制限する。

文政十一年八月
文政十年(一八一七)

「二軒の大沢町食売旅籠が、一軒あたり一カ年に錢一〇五貫五〇〇文を町錢として納めている。」

文政十二年八月
大沢町の食売旅籠は、過人數の食売女を他の旅籠屋の名儀にして雇っていたり、その他の方法で置いていたため道中奉行所の手入れとなつた。
人別帳の不正書入れをおこなつた旅籠屋三五人が過料錢五貫文の罰、違反行為を黙認していた問屋・名主ならびに年寄二人が過料錢一〇貫文の罰、その他の年寄一同は同五貫文の罰という罰金刑であった。

天保元年(一八三〇)
大沢町の河内屋茂左衛門と江戸の丸屋茂右衛門の提携により三都講、江戸湯島の大城屋良助による東講が組織された。

天保十二年(一八四一)九月
道中奉行佐橋長門守の下知により、大沢町に出張した関東取締出役によつて食賣旅籠が手入れをうけた。このときは柏屋伝四郎・下妻屋弥七・庄内屋茂助・竹屋久左衛門・中屋伊八の五名が、食賣女過人數抱えの罪により逮捕された。

天保十五年(一八四四)
東海道品川宿では、明和元年(一七六四)食賣女の数が五〇〇人に制限されていたが、一三四八人に達していた

明治二年(一八六九)

大沢町の食賣旅籠の町錢は、食賣女一人当り一日錢一六文と定められていた。
この時大沢町の食賣旅籠は一八軒であり、食賣女の数は一〇四人であったので、この町錢は一日錢一貫六六四文、一年に錢六〇〇貫文である。

大沢町荒井家文書「惣旅籠屋連印帳」による。

越谷吾山年譜

- 一七一七 享保二年 会田文之助（後の越谷吾山）に生まれる。（養子説、新町会田説）
- 一七四〇 元文五年 越谷吾山二十三歳处女作
卯の華にわたして散や白ひつじ（白井島醉『冬野あそび』）
- 一七四三 寛保三年 佐久間柳居『芭蕉翁五十四回忌追善集』に
うぐひすの子もしらしや手向經 越谷吾山。
- 一七四四 延享元年 柳居『安寅陀笠』に
この寺の人參ふとし大根引 越谷吾山 他に四句。
- 一七六八 明和五年 越谷吾山五十一歳 江戸に移り住む。
- 一七七〇 明和七年 越谷吾山 江戸馬喰町一丁目東よこ町を住居とする。
この頃俳壇に新風が吹き荒れる。
- 一七七四 安永三年 越谷吾山 日本橋に転居。
師竹庵吾山 歳旦帖『東海藻』、同『坤右記』を刊行。
- 一七七五 安永四年 越谷吾山『諸国方言 物類称呼』を刊行。
- 一七七六 安永五年 越谷吾山 法橋に叙せられる。
越谷吾山『和漢通氣』完成する。
- 一七七七 安永六年 越谷吾山『東海藻』を刊行。
- 一七七九 安永八年 越谷吾山『雅言俗語望檢』を刊行。
- 一七八〇 安永九年 渉無庵太初『闇古鳥』（柳居三十二回忌追善集）に
見定めるうちに飛けりかん』鳥 越谷吾山
- 一七八三 天明三年 越谷吾山 日本橋より堺町に移る。
- 一七八四 天明四年 越谷吾山『朱紫』を刊行。
- 一七八七 天明七年 越谷吾山没（七十一年）深川靈巖寺に葬る。
古吾山
吾山一回忌追善集『雪を花』（もとの水）を刊行。
- 一七八八 天明八年 吾山の門弟滝沢馬琴著『吾山三回忌追善』完成
吾山辟地。華と見し雪はきのふそもとの水。
- 一七九一 寛政三年 吾山の門弟滝沢馬琴著『吾山三回忌追善』（吾山三回忌追善）完成
- 一八〇〇 寛政十二年 「諸国方言物類称呼」の改題本、『和歌連俳諸国方言』刊行。
- 一八〇五 文化二年 滝沢馬琴『構説印張序』を刊行。
- 一八四九 嘉永二年 吾山句碑 出るる旅のころもやはつかすみ 越谷久伊豆神社に建
- 一九三四 昭和九年 吾山百五十年忌碑 ひとりるへ水のひかるやけさの秋 天山獄寺に建

「世の為、人の為にト千辛万苦、言語追断の苦みレツツ書ヲ作リテ、仁者のカゲニテ板ニホリ、云々」
と記していることにも、經濟的有力門人——仁者——の力がいかに大きかったかが伺える。

伊吹舎菴莽門人にあって、こうした豪商門人と呼ばれる門人が文化八年十月北川真顔の紹介で入門した。即ち

駿河国府中江川町 銀屋 柴崎十兵衛直古
と、直古の紹介で翌月入門した。

駿河国府中江川町 三階屋

新庄仁右衛門 藤原道雄

をまずあげ得る。柴崎・新庄両者と篤胤の援助關係は渡辺金造氏「平田篤胤研究」書簡篇八三・八四・八七・八八等に記載されているところである。

文化八年以来篤胤の有力經濟門人であった柴崎・新庄に引続いて、文化末年頃より、山崎篤胤が台頭した。從来の氣吹舎門人が五両・十両の出資といえれば精一杯であったのとは異り。

「借用申金子之事」

一金武百九拾六両也 文字小判也

但利足之儀者有割

右者此度御厚意を以て、古史成文三卷、古史徵四卷共、影刻致し、且仕立迄之入用として借用申處更正也。返済之儀者、最初御約束申候通、右本壳度之金子ニ而、元利御勘定御引取可被下候。万一為金子返納に能はず候者、板木不残取揃、貴殿方江御引取り摺立、本書肆江御元渡被成、其利分にて元利相済次第、板木者此方江御渡可裁下候。尤此度摺立相済候上者、直に板木御預ケ申候ても不苦候。此儀者御勝手次第に可被成候。為後日仍如件

証人 平 島 伊 助 印
借用人 平 田 大 角 印

文政元戊寅正月十日 より迫々

山崎長右衛門殿

なる大金を篤利は調達できる門人であった。さればこそ、篤胤が「學問にはおやぢらに御座候へ共、内実ハ子の心得にて居候へば親とのむ貴老」と一町人の篤利に頭を下げたのも、その本心は財布にあったのである。

新庄道雄と篤利の平田門人としての位置の「振り交り」は文政二年古史徵出版に当つて明確に現われた。

篤胤は門人のうち出版援助や平田学發展の為に尽力した者に、出版書の序文、或は跋に姓名を掲げて、その名を後世に残すという手段の褒賞制度をとつてゐる。(東條門人だけでも百人に達する)従つてその名の出され方で信任度も知れるのである。勿論文章は篤胤が書くのであるが表向きは門人の記載のように見せかけているのである。

古史徵解題記もその例に従つて出版に功のあった新庄道雄、山崎篤利の名が載せられた。

篤利とてこの大金を容易く出資できたのではなく養子の身であることから、まわりに気がねしつつの調達であった。その為篤胤も折に触れては少しでも篤利や一家の者を安堵させるよう色々と書簡を送る心遣いを常に行ひ、平田学は公儀にも、また禁中でも採用される有望な學問であることを、篤胤自ら己は天下一の学者であると宣伝することによって、借金の取立を防ぐ必要があった。

この後も篤胤が篤利から金子の援助を受けていることは、氣吹舎日記に見られる篤胤の越谷訪問のひんぱんさでも知られるところであるが

「〇十六日に山一又々御出のよし、其節金子十両御もたせ御こし可被下候」

「もし御都合相成候ハバ、一夜どまりにて御出府被下侵様ニ致し候候。せしたる用事も無れども、板も出来そろひ、又々何かの御詫しも志ミヘヽ致し候候ハバ也。さて三十日ころまでのたよりに、七両ばかり御むし被ト候」
などの書簡で一層明らかにされよう。こうして現金による山崎家よりの調達は篤利の生存中は続けられていた。

山崎家より平田家への援助は、現金の他に生活上の物資や食品なども絶えず届けられていたし、また広い倉には衣類や版木なども預るなどの便宜を与えていた。篤胤よりの手紙にも
「(上久) 教させ候參りたのに、こまり入候。山一とうふやへも、よろしく御願申候。おばア様こと、山一が
くるのへと口々御まち被庇候間、其由も御申可被下候。」

○夏もの二十品もたせ上候、御六ヶ敷ながら御志まひおき被下冬もの三那御こしに入可被下候。もし三那もてす候べバ、折襷のハ阿とへまへしてもよろしと申事ニ御座候。

○かたぎぬ、はかまへせうぞぐのいためがミ、一志よだして御こし可被下と申事ニ御座候いたむから

〇はみがき上候。是ハよろしき品故、先日よりハ高き由ニ御座候。

〇ひきわりを少々山一へ云て下されとおばア様被仰候。少しだてよろしく御座候。

○なつめ少々御とらせ可被下候。くれぐも善二郎ハ明日此男と一志よに御こし可被ト候。(下略)
とか、例年定期的に送り届けられているものとしては

「(文政九年)十一月十八日 越ヶ谷より稻来る」

—伊吹舍日記—

「一上略—例年通り稻穂御願申度奉存候。御地より御幸便御座候ハ、御事伝可被下、此方よりも、其内ニハ御願ニ差上可申、何レとも便次第奉希上候」⁽²²⁾

などの資料に見られるように稻が山崎家より平田家へ送られている」とも知られる。稻は祭詞用か、食用か明きらかでないが「稻穂」とあることから、後者は祭礼用と考えられる。前者は十一月であるから食用と見てよいと考える。山崎家には今日も当時からの大きい倉が残されているが、江戸の平田家は借り屋住いで転々として住所をかけている。その為上記書簡にも見えるように、季節外の衣類など越谷へ預けておいたことが知られるが、板木もまた、山崎家には数多く所蔵されていた。この板木の所蔵については、上記借金証文の文面に金子返済不能の場合は、板木残らず取おさへても結構あることから、渡辺金造氏は山崎家に保管された板木は借金の代償として取つたものと解している。しかしそうばかりいえないことは衣類の例で考えて、また

「(上欠)一下りあと板木仕舞所、搬々⁽²³⁾より可被申候。今年は藤本弥内登り候間、頼み可遣、夫迄の所よろしく手配可被成、モシハ其元帰府迄進君へ頼み上野御藏へ頼み、上野御藏へ頼むこと出来まいか」

なる手紙を鉄風へ送っていることからも板木の所蔵場所には苦労していた事情がわかる。こうした保管場所のないことから、山崎家へ板木が預けられていたと考える方が借金の代償に取つたと考えるより、伊吹舍日記の「文政十一年八月二十二日—上略—越ヶ谷より帰る。御伝記の板神拝式の板持帰ル」。

「文政十一年五月三日 市政を下谷へ遣ハシ金子受取。行徳がし八幡屋へ弓削氏への届物岡沢遣す。河村与三右衛門より金子持せ使來。反駁より御出、越谷より板木來、番町服部九十郎殿家来平山名助といふ人入門也。青木勇来、堀越記兵衛來」

これら板木の事情は納得出来るのではあるまいか。

幕府の篤胤への退去命令

著者　山田　李雄
發行者　鶴賀文館
代筆者　大澤久治

天保十一年六月に至りて、幕府老中より篤胤の身分につきて秋田藩に尋問あり。その節秋田藩より答へしこと次の如しと御一代略記に見ゆ。

平田大角儀は國元出生之者ニ而大和田清兵衛四男ニ有之、若年之頃より國學修行として江戸に出追々出精ニ付先年家來ニ召立、高百石施行、館へ入置、國學方申付置候。

と見ゆ。これは蓋し當時幕府要路のうちに平田篤胤の所置につきて考慮する事とありしを告ぐものなり。されど、又御一代略記に曰はく、

八月、白川殿ヨリ改メテ神祇道ノ學頭トシテ附屬ノ神職等ヲ厚ク教授イタス可キ旨再應御頼アリ。

とあり。これによれば、一方に於いて神道界に於いて篤胤の名聲と信頼との一層高くなりしことを徵すべし。九月七日孫須受女出生す。

天保十二年篤胤六十六歳なり。これより先舊臘晦日に秋田藩の留守居役を呼び出して、幕府老中太田備後守齊始を以て次の書附を渡したり。その文に曰はく

佐竹右京大夫江

佐竹右京大夫内

平田大角

右之者在所え差遣候様可被致候。且又是迄著述物等數多致し候趣に候得共以來者差留可被申候。

と。かくて正月元日に藩廳より急に呼出しを受けたれば、出頭したる所、藩の役人より

舊臘晦日　幕府執政太田侯ヨリ留守居役御呼出ニテ書附ヲ以御達左之通

平田大角

右之者早々國許ヘ可被差遣候事

猶又口達ニテ

右大角儀是マデ著述書數多有之由、以來ハ差留可被申候事

とありし由御一代略記に記せり。なほ口達にて養子鐵胤其他家族の者は江戸住居苦からず、篤胤は早々江戸を出立すべき旨申渡しありたりといふ。しかもその理由は一も示されざりしなり。

かくて藩命黙止し難ければ、篤胤は猶豫なく旅装を調へ、妻織瀬を伴ひて出發することとしたるが、秋田は雪深くして急に到り難ければ、一先づ下野國仁良川に赴くこととして、十一日に江戸を發し、途中妻の故郷越ヶ谷を経て、十三日に仁良川に着けり。秋田藩は出羽國に於いて秋田、山本、河邊、山邊、平庭、雄勝の六郡と下野國に於いて河内郡の内八箇村都賀郡の内三箇村とを領せり。而して、河内郡八箇村のうちに仁良川村あるなり。ここに秋田の藩領を主宰する陣屋のありし由なり。

釋 敬順著

十方庵遊庵雜記

第五編

四拾八 越ヶ谷鹽吉が振舞兩度の逍遙

一、武州越ヶ谷の驛は、日光街道にて江戸より六里也、此驛都會の土地にて吳服屋をはじめ、萬の商人集ひ住用便當宿に足れりと見ゆ、町の長さ二十二町莊觀の麻路といふべし、當驛の右側にあぶらや吉兵衛といふは聞ゆる豪家にて、千住より先々の馬士鶴昇の類ひは、その名をいはずして起谷の玉下様とあがめ呼り、駕籠のならびなき唯一人といえる首方になん、常に若干の水油を絞り、又鹽の問屋をして諸國の鹽引請貯を持り、依てしほや吉兵衛とも號す、住居の廣き第二三千石以上の亭宅の如く、就中屋敷の奥行廣き事は三町に向とし、見わたす處三間に五間づゝ土間子八棟づゝ兩側に建ならびて、都合三十六必至と棟と同よせしは、頭油を頼込置庫ならん、小野良がたはこ益させて、廣庭の隈々花園等を塁内するにぞ、彼所此處と見過るに、住居の北後にも拾五棟の土蔵建ならび、その外は物置藏と覺しき七つ棟を同よせしは、飯米、鹽、味噌、醬油、薪、雜具の類を入置所と見えたる、上下の男女七十餘人いかにも豪家にして名たる分限者なれば、馬士鶴昇の徒が越谷の天下ぞといふも理りかや、去し文化十四丁丑年池田山鼎は故郷なるによりて、前年の冬より吉兵衛方へ罷りけり（以下ナント）

頃は三月十六日遠山潤闇、肯木一夢、館萬煙の三輩を同道

し、千住橋部宿徳島や子讓翁が宅に緩々憩ひ元より急ぬ驛路の花に愛島は懇み歩行ながらに、歌仙を出立し立向りては書記しつゝ未の下刻、鹽や吉兵衛が宅へ落付ける、江城よりの客來とて出山鼎もろとも、家族あらへ出迎ひつゝ隨意なく取はやし、幾間か通り越て廊下を過書院と覺しき廣庭敷へ伴れ、先長途の空腹を補ひてしばし清談し、頃て席を轉じ奥ざしきへ案内し、戌の初刻ともよ頃より酒宴はじまり、主元より強酒の上、同伴せし萬煙一夢の兩人は酒家なれば、相手として醫師體の者まじりに、五人這出て座敷とつとめ酒をすゝむ、此五人三味練長歌つゝみ笛太鼓を合奏して興を悉たり、あの／＼扶助する者や、又は食客には知べからず、驛路の田舎とはいへど強ていやしめまじき也、斯て振舞は山海の珍味を盡し饗應大方ならず、但し潤闇愚老の兩人は下戸なれば、子の剣とも思ふ勇、兩人のみ飯の膳を出せり、その振舞は二汁十三菜にして、品々の取合せといひ鹽梅又古今にして、兼て約せし馳走とゞよとも斯町寧にはあらじと思ひ、家内の心配を察し呑ふ思ふの外なし、緩ん山鼎にたづねけるに、我等四人入來するや否や、心利かる者兩人早馬を仕立、一人は日本橋、一人は神田多町へ走らせ、並魚と青物とを買上たるよし、是に二つの意味あらんかし、一つにははじめて訪ひし珍客なれば、こゝろ一杯の馳走ならん、二つには越谷は田舎なれども、何ぞ江戸者に負んなど、種々の振舞もせしにやしるべからず、頃て贋終ひねれば段々に腰引入て、給仕の女御ふたりながら御一緒に御風呂させられ候へと、御案内申さんといふにぞ、同道して幾間か過て勝手へ出でるに、彼方を見れば三人の料理人は大庭に安座し、酒樽も十五六箱かさねて見えしは、夏の身上と見ゆ、頃て風呂場案内しけるに、石榴口にして錢湯の小さきもの也、手にして量り見るに、湯舟長さ筋く

間隔三尺八人詰と見ゆ、家内上下大勢なれば左もあらんかし、頃て三人の少爺様からげ、結婚して出来り、御着申洗ひまいらせん娘を招り申さんなどしほらしく、頃て新調と見えし對の浴衣一つ持來り、わざに着せぬ、是より外小座しきへ案内し煎茶干菓子など出で、しばしすみ居る内に、春の夢ばかりなる手枕、とよみし歌はものかはくだけの聲にゆう／＼酒宴を納り、萬輝一夢の兩人も泳ぎ又ひとつよだつて酒浴する内、眼は頻に閉じて乗込しまゝ、張ちに草臥しにはあらねど、みじか夜の度々騒鳴も聞ゆるほどに、家族の配達仕事はるゝ男女の寝たからん事を察し、食の中刻ともももう頭のみの／＼案内によひて臥所に入ぬ、夜具は薔薇縞の五布蒲團をふたつに折、夜着は花いろ振子の臺封にてありけり、後々山難へたづねけるに告て、縮緼の夜着百人前、同じく蒲團式百人前、太縫類の夜具百人前持せり、此以前太田原山城守移府の節、兩本陣に障る事ありしかば、急に吉兵衛が毛を粗めしに、心よく領掌しし輕以下男宿負人幸領等の者は下宿させ、残りし人數幾百人みな此處に止宿し、上下大勢の振舞より、席々の贈物花入銀物かさり付間毎々の屏風煙臺にいたるまで、萬端行届中々本陣の及ばざる事のみなれば、山城守在所より側用人を使著とし、大弓を吾ど事の好と聞て、鐵錠が孝と銘ある累世の名弓一挺、伊達政宗好まれし歿日と號けし石燈籠一基の兩種を謝禮として、三十六七里の旅中大勢の人歩を費し惠授せられぬ、今奥庭にすえ置燈籠これ也。

(以下カット)

此にいへ平生は豪傑を第一とし、家内四人みな綿服を着し、女房嫁とも甚もの際には、綿草を疊し綿縫を取ては女ともむ手抜し、女主恩子は若き者とも相手となりて、終日はたらきて案業を上手に、一時加はりに伴顧宣業を休ませては、親子帳帳を利め自分の身を誇ては人に合力し男女の豪傑へと志を以てし。地頭新主を眞面目にせず、頭人宿老に綏意なく、更に人に對して失敬の所行なけれど、ます、(末葉昌昌吉兵衛にいたりて十三代血脉相承し、栗橋の腰より千住にいたりて出店す)一作、江戸にも四軒の出店あり、持高の田畠二百八十餘石、去々年大先祖の三百回忌の法事を勤め、もとづらに泊ねたりと池田山崩が物がなき、勇々しき舊家といはんか、東武御府内には四百年奉公長ねば、と慶なし、出舍は極に永久なるを慕すべし。

夕飯の振舞は一升七合なりし、彼是をする内頃て黄昏に程近く、主をち出追付ほたる御見物の能湯所御案内申さんと、断つゝ兩人の丁稚手鏡たばこ金封馬鹿坐を携て同道し、大林の川端にいたるに凡五町あるべし、兼て見物の場所用意やしけん、川の軒曲りの川添に長き床几一脚を直し、程よき樹の枝に丸ち大提燈を釣下置たり、斯て床几に間坐し配り古兵衛われらと三人樂座して、水上を見渡し納涼するに、兩岸の巻より四ツ五ツづゝ螢火の出るよと見えしが、その間前後三四町ばかり須臾の間に數萬のほたるとなり、愛に彼所にあそぶ風情面白よして、如何ともいひがなし、しかるに油屋の宅より若き者は御體寵何ひ來り、重詰吸筒昆蟲火火燐等を取出し酒盃をめぐらし、後には丁稚史を大団を以て較を追、邂逅には往來の人あひて螢火の景色によどむといへどもめづらしく思はぬ故にや、久しくは立留らず、元より惡口一言いふ人なければ、こゝる様にして隨意の飲宴して良宵になぐさむ、又兩岸より發出し數萬のほたるは、幾所も(も)一緒に群り集りてあそぶ風情なれど、大小女が弄ぶ手鞠ほど一堅まりと成、漸く水上をはなるゝ事二尺ばかり、漸く螢火は丸くなると見るうちに、吹来る川風に散亂し又は落て水上に散亂するあり、或は手鞠ほどに堅まらし螢は、水上に落て三ツ四ツに分れて流るもあり、此川筋前後三町程の間此の如しとなん、宇治のほたる合戦は見されども、此川はこの拔群廣くして螢の夥しき事ならんと推量し、又筑紫のしなみ火も争が是に勝らんと思ひ、然々然として螢火になぐさみ夜景を愛す、凡西の初刻より戌の刻過るまで飲食しあそびしが、夜陰の川風

間隔三尺八人詰と見ゆ、室内の上下大勢なればたもあらんかし、頃て三人の少婦福からげ綿襪して出来り、御脊中洗ひまゝらせん垢を括り申さんなどしほらしく、頃て新調と見えし對の浴衣一つ持來り、われらに着せぬ、是より外小座しきへ案内し煎茶手菓子など出て、しばしそみ居る内に、春のよの夢ばかりなる手枕、とよみし歌はもののかはくだけの夢にゆう／＼酒宴も納り、萬葉一夢の兩人も沐し又ひとつふたつ清談する内、眼は頻に閉るが如し、勿論草加の驛の北の出はづれ、市野屋といへる酒樓より四人一緒に席にゆられて乗込しまゝ、強ちに草紙にはあらねど、みじか夜の度々鶯鳴も聞ゆるほどに、家族の配慮召仕はるゝ男女の寝だからん事を楽し、寅の中刻ともおもう頃の／＼案内によりて臥所に入ぬ、夜具は齊金締繩の五布蒲團をふたつに折、夜着は花いろ綿子の対にしてありけり、後々山雅へたゞねけるに答て、縞類の夜着百人前、同じく蒲團貽白人前、綾子の夜着百人前、太縞類の夜具百人前所持せり、此以前太田原山城守暴府の節、兩本陣に隊る事ありしかば、急に古兵衛が毛を頼られしに、心よく領掌し足輕以下男請負人等頭等の者は下宿させ、残り人數幾百人みな此家に止宿し、上下大勢の振舞より、席々の駕籠花入費物がざり付同年／＼の屏風焼臺にいたるまで、萬端行届中々本陣の及ばざる事のみなれば、山城守在所より側用人を使とし、大弓を當と事の好と聞て、鐵揚が革と銘ある黒世の名弓一挺、伊達政宗好まれし殘月と號せし石登龍一基の兩種を謝禮として、三十六七鬼の旗中大勢の人歩を費し惠授せられた、今裏庭にすえ置櫻寵これ也。

(以下カット)

云ひへて生は質素を第一とし、室内四人みな絹服を着し、女房嫁とも縫もの
と隙には、絲室を着、臂輪を取ては女との手接し、亭主忌子は若き者どもの相手となりて、終日は
ならきて家業に勤め、一云かはりに伴頭重役を休ませては、親子鷹鵺を制め自分の身を誇ては人に
合方し男女の争いを好むて以てし、姥頭領主を無縫にせず、頑人宿老に擬意なく、更に人に對して
失敬の所行なはれば、ます、^レ家業昌し當吉兵衛にいたりて十三代血脉相承し、栗橋の釋より千住に
いたりて出店十一軒、^レ二十三にも医軒の出店あり、持高の田畠二百八十餘石、去々年大先祖の三百回忌
の法事を勧め、^レかく、^レの昔かれたと尼田山雅が物がたりき、男々しき苦家といはんか、東武御府内
には四百年來、^レ三三十二の家なし、田舎は穏に永久なるを續すべし、

夕飯の振舞は一汁七菜なりし、彼是とする内領で貢音に程近く、主たら出追付候たる御見物の能場所
御案内申さんと、断つゝ、兩人の丁稚手爐たばこ盆對馬圓坐を携て同道し、大林の川端にいたるに凡五
町あるべし、兼て見物の場所用意やしけん、川の軒曲りの川添に長ち床几一脚を貯し、琴より樹の枝
に丸き大提燈を釣下置たり、斯て床几に圓坐を配り吉兵衛わらと三人樂座して、水上を見渡し納涼
するに、兩岸の巖より四五五ツづゝ螢火の出るよと見えしが、その間前後三四町ばかり須臾の間に
數萬のほたるとなり、爰に彼所にあそぶ風情面白ふして、如何ともいひがたし、しふるに油屋の宅よ
り若ち者は御膽籠荷ひ來り、重語吸筒昆蟲急火燐等を取出し酒盃をめぐらし、後には丁稚交々大國を
以て歎を追、遠近には往来の人ありて螢火の景色によとむといへどもめづらしく思はぬ故にや、久し
くは立留らず、元より露口一言いよ人なければ、こころ懸にして睡意の飲宴して長流になくさむ。却
又別岸より飛出し數箇のほたるは、幾所もくも一緒に群り集りてあそぶ風情なれど、大さ小女が弄
ぶ手鞠脣と一堅まとと成、漸く水上をはなるゝ事二尺ばかり、暫く螢火は九くなると見るうちに、吹
来る川風に散亂し又は落て水上に散亂するあり、或は手鞠脣などに堅まし袋は、水上に落て三ツ四ツ
に分れて流るゝあり、此川筋前後三町程の間此の如しとなん、室治のほたる合戦は見されども、此川
はこの抜群廣くして螢の夥しき事ならんと措量し、又筑紫のしらぬ火も爭か是に勝らんと思ひ、悠々
然として螢火になぐるみ夜景を愛す、凡西の初刻より戌の刻過るまで飲宴しあそびしが、夜陰の川風

飯盛女の定員と幕府の政策
慶長六年（一六〇一）は品川宿に伝馬が設けられた年であるが、もうその頃には宿場に飯盛旅籠屋が出て商売をしていた。

それ以後、幕府は宿場にいる売笑婦ができるだけおさえる方法をとったが、なかなか思つたような効果をあげることはできなかつた。その理由は、公儀御用の旅人と荷物の継立てを円滑迅速に行なうためには、宿場の金まわりをよくしなければならなかつたからである。宿場財政を豊かにする手段としては飯盛女を置くことが最も簡単で効果のある方法だったので、宿場役人から飯盛女を置くことについて歎願書が多く出された。

とにかく、飯盛女のいる宿場には旅人が多勢宿泊し、そのため自然に宿場は活気づき、沢山の玉代を吸い上げることができたのである。

多くの宿場は、その飯盛女の玉代に対して一定の課徴金をとり、宿財政に組み入れたのであるが、課徴金を増やすためには法の網をぐるつても飯盛女を多く抱えねばならなかつた。

宿役人は、宿場財政を豊かにするためといふ大義名分をかけ、飯盛女を許可して欲しい旨の歎願書を提出し、もし許可してもらえなければ宿場財政は乏しくなり継立て御用にもさしつかえることをほのめかした。

幕府は夙紀の面からは禁止の方針を堅持したいが、継立て御用にさしつかえるとなると一大事でもあり、痛しかゆしあつたが、特別の事情のない限りは許可しないわけにいかなかつた。

この辺の事情について「徳川禁令考」は、「東海道・中山道共宿柄も相応ニ格別之御世話もこれ有、宿々の分ハ食売女も多くこれ有候、畢竟旅行いたし候遊客又ハ諸商人等も旅籠屋寄麗ニテ食売女多大暮の所を尋ね止宿いたし候」と旅籠屋が奇麗で飯盛女の多くいるところを選んで泊るのが旅人の人情であるから、この二つが宿場繁昌のための必要条件であると説明している。

飯盛女の定員がはつきりきめられたのは享保三年（一七一八）十月で、「食賣女一戸二人ニ過サラシム」と旅籠屋一軒に付き二人とした。（御觸御書付留、駅通史稿）しかし、この制限はなかなか守られなかつたので、幕府は再度、元文五年（一七四〇）七月に「諸道各駅食賣女ノ禁令ヲ復スルコト享保三年十月ノ如シ」（同前書）と享保三年の定員厳守の禁令を再確認させているがこれは享保三年以後も、旅籠屋が以前と同じに多くの飯盛女を抱えていたことを示している。

明和元年（一七六四）八月に、幕府は一軒二人と定められたことを示している。

千住の江戸三門に限り増員する旨を申し渡した。

品川・板橋・千住宿旅籠屋食賣女、唯今迄一軒ニ両人ツ、差置候處、此度道中奉行所にて吟味の上、右三宿ばかり食賣女人數増申渡候以來、御定より過人數差置き或紛敷筋もこれ有、町方より捕方等差遣候儀も候ハヽ、道中奉行へ懸合の上差遣候様心得べく候（御觸書天明集成）

その後、交通量が増加して、伝馬役が過重となつた結果、安永元年（一七七一）に、江戸四門に限り、宿場単位に飯盛女の定員をきめる方式をとつた。

その内容は板橋・千住・内藤新宿の三宿に各百五十人、品川宿に五百人を許可するというものであった。

しかし、江戸四門の飯盛女がこのように許可されたにもかかわらず、定員が厳守できなかつたことは、江戸四門以外の宿場でも旅籠屋一軒につき二人という枠が守られず、しばしば手入事件を起していたのと同様であった。

旅風俗の宿場編（『日本風俗史』別巻、雄山閣版）をみると、天保十五年（一八四四）当時の品川宿の飯盛女は定員をはるかに越えて驚くべき多数になつていた。

一旅籠屋 四十軒

此食賣女

四百十七人

南品川宿

一旅籠屋 二十二軒 北品川宿

此食賣女

三百八十五人

御定

百五十人

御定

百四十三人

世事見聞録にも「國々の内にも越中・越後・出羽より多く出るなり」とあり、上記の國々が遊女や、飯盛女を最も多く産み出す國としてあげているが、これらの國は雪國であり、みな同じ一毛作地である。

一毛作は関東以西の二毛作に比べて、夏季に冷害・干害・洪水に見舞われると、それが直撃弾のように一家を悲劇のどん底につき落してしまう。それでも武士の年貢収納は容赦なく農民の頭上におそいかかる。

二毛作地帯ならば食糧を得る余地もあつたが、一毛作地帯は検見けみであろうと定免じょうめんであろうと、農民は年貢の苦しみから脱け出す方法がなかつた。

検見は毛見とも書き、稻の毛を見る意である。毎年稻作の収穫前に、役人が作柄の豊凶を調べ、その年の年貢を定めた。

また定免とは、過去五十年、二十年の田租額を平均して、年貢を定め一定の年限内に納めさせる方法である。毎年の出来高を調べて徵收した検見にくらべ手間がはぶけて便利なので各地に行なわれた。もし風水害などのため、稻の損害が十分の七以上になつた時は、特に検見の上で減額し、これを破免といつた。

定免の場合、破免の余地は残されていたが、これとて、武士は自己本位な判断で処理したので、農民の苦しみに変りはなかつた。年貢は、米納・金納の何れを問わず「「」まと百姓は、しばればしばるほど出る」という方針のもとに「財の余らぬように、不足なきよう」また「死なぬように生きぬよう」など、とりたてたのである。

したがつて、農民が娘を飯盛女に売る場合は、その理由として身売証文に「年貢に差詰」という語を用いるのが普通であったが、これは為政者に対する殺し文句であった。

また貧しい農村の娘を二足三文で買いとり宿場につれて行って、飯盛旅籠屋へ売りとばす悪徳業者がいたが、この人身売買仲介業者を女衛めりやと呼んでいた。この女衛や中級旅籠屋の主人を、ののしった言葉に亡八むわという語があるが、亡八の本字は忘八である。

五雜俎に「礼義廉直孝悌忠信、此八を失ひしもの忘八と云也、此八つの人情を捨てるは人間に非ず、所謂人面獸心なり。然るに此八つの人情の内、一つ有ても此業体は出来ぬ也」とあり、この八徳目を忘れた人間の意味に使われている。

人賣商充業である亡八については、今昔物語の中に「児の様のいづくしかりつれば、京に上る人などの、法師に取らせむなど思ひて、取りて逃げたるにや、あな悲しとも悲しとも」と人賣いの記事のあることをみれば、古くから人を商う商人がいたことがわかる。

文化十三年（一八一六）頃の著作とされている「世事見聞録」にも、亡八について次のように記しているのを見ると、当時の人々が女衛をどのようにみていたかがうかがわれる。

売女は恩むべきものにあらず、只憎むべきものは彼亡八と唱る売女業体のもの也、天道に背き人道に背きたる業体にて、凡人間に非ず。畜生同前の仕業、憎むに余り有るもの也。

其所業、先人の愛子なるものを纏の代金にて買取、一家の内に飼鳥の如く籠に置、情根限り実情を尽させ、又血氣の若者どもを放蕩に引入、親に難波を懸ても勘当を受ても妻子離別に及ぶも構はず。

『大沢町古馬宿』などにより、食売旅籠の取締りを越ヶ谷宿大沢町などの例でみてみよう。

寛政二年（一七九〇）十一月、奉行所の投書箱に投げこまれた訴状によつて越ヶ谷宿大沢町の食売旅籠屋などの罪状が発覚し、道中奉行根岸肥前守の下知によつて博奕常習者らの手入れが行われた。このとき過人數の食売女を置いていたそばや長十郎・むさしや茂兵衛・かぎや又左衛門の三名も逮捕され、所払いの罰に処せられた。そして抱えの食売女はそれぞれ親元へ引渡されている。

ついで文政八年（一八二五）五月には、「日光道中越ヶ谷宿のうち大沢町にある食売旅籠屋二二軒が、銘々食売女を過人數抱え、夜になると表見世先に並び、あるいは奥座敷で音曲を催したりしている。このうち弥兵衛・政右衛門・伝吉・弥平太・伊勢屋という者がとくに食売女を多數抱えている。なかには宿役人のうちにも食売女を抱えている者もあり不埒である」として、道中奉行石川主水正が代官伊奈半左衛門にこの取締り方を達している。そして同年六月には、さらに関東取締出役が関東の食売旅籠と宿役人を呼びだし、食売旅籠の取締箇条を示してその諸状を徵した。このなかで、日光道中草加・越ヶ谷・柏壁・杉戸・幸手・栗橋の各宿に対し、「食売旅籠屋のなかには、平日は旅人の休泊を一向しないで食売女を抱え置き、ほかの旅籠屋へ女を貸すことを專業としている者がいる。以来精々心付けてこのようなことがないようにする」といつている。

こうした幕府の食売旅籠屋取締りに対し、代官伊奈半左衛門は文政九年十二月、中山道蕨宿・日光道中越ヶ谷宿のうち大沢町、同道中柏壁宿には、食売女を抱えている旅籠屋があるが、二人のほか過人數の女を置かないこと、着服そのほか華麗な身なりをしないことなど精々申し渡している。旅籠屋のなかには手廻りのよい者は、内々で過人數の女を抱えている風聞もあるが、どこの宿でも過人數の女を置いているのが普通であり、半左衛門支配所に限って嚴重に取締つては人気に背く。ところで、御用旅行で休泊した者が支払う御定めの木錢米錢では賄入用に不足する。この不足分やその他の臨時宿入用も多くは食売旅籠屋がこれを負担しているので、きびしくこれを取締ると宿方が潰れてしまい、公用通行者の休泊に差支えてしまう。

日光道中でも千住宿は別として、草加宿から栗橋宿までは宿柄はよいが、なかには柏壁宿など宿柄が悪いところもある。ことに近来旅人の休泊が少なく追々衰微していく傾向にある。そこで越ヶ谷宿大沢町の旅籠屋六二軒のうち食売旅籠屋が二二軒、柏壁宿旅籠屋四五軒のうち食売旅籠が一〇軒であるが、これら宿場の惣旅籠屋に食売女二人まで召し抱えることを許せば、宿々の助成になるであろうとの要旨による伺いを、石川主水正に提出している。これに対して石川主水正は当分承り届けるといつてこれに許可を与えた。

このとき惣旅籠屋に飯盛女を二名宛置くことが認められたのは、日光道中の伊奈半左衛門支配所の内では、越ヶ谷宿の大沢町と柏壁宿である。したがつて草加宿ではそれまで一八軒の飯盛旅籠が認められていたが、文政九年（一八〇七）十一月に、百姓五郎兵衛地借権八、百姓吉五郎店借文七、百姓太郎左衛門店借すがの三軒の旅籠屋が飯盛女を置くことを願いでたとき、飯盛旅籠の増加はよろしくないとの理由で、翌年三月に三軒の旅籠屋に抱え置かれていた飯盛女の引き払いを命ぜられている。

一方惣旅籠屋に二名宛の飯盛女を許された越ヶ谷宿大沢町では、同十年二月に改めて旅籠屋議定をとり結んだ。これは、

一 旅籠屋一軒あたり飯盛女を二名以上抱え置かない。飯盛女に花麗なる衣服や飾り物をつけさせない。

一 飯盛女を抱えたときや暇をだしたときは、そのつど役所に届ける。

一 飯盛女を抱えることができない旅籠屋にはお互いに女を融通しあう。

一大沢町旅籠屋五八軒のうちから、御用宿の触や取締りにあたる者を五名選んで、御用宿の差支えないよう取計らう。この者の給金は總旅籠屋が負担する。

一 従来、二二軒の飯盛旅籠屋が、一軒あたり年間錢一〇五貢五〇〇文を町錢として納めてきたが、以来總旅籠屋五八軒が平均に割合って出金することにする。

一 新規の旅籠屋は制限する。

というものであった。この議定によると、總旅籠屋五八軒に二名宛の飯盛女を置くことを前提にし、宿入用費の割当も飯盛旅籠や平旅籠の別なく五八軒で平等にこれを負担するときめられている。

この計算でいくと、大沢町は一六名の飯盛女を置くことができる訳であるが、飯盛女を抱えることができない旅籠屋には飯盛女を融通するるので、女を置かない旅籠屋の分は、特定の旅籠屋が引受けることにされたようである。事実この年の大沢町の人別帳の書上には、總旅籠屋がすべて飯盛女を抱えていたように記入し、その実特定の旅籠屋が女を置かない旅籠屋の分を引受けて、過入数の飯盛女を置いていたのである。

ところがこの作為による人別帳の記入が幕府当局の知るところとなり、道中奉行の下知によつて一同検挙された。奉行所で吟味が進められた結果、文政十二年（一八二九）八月に裁許の申渡しがあった。この裁許の諸書によると、人別帳に不正な記入をした三五軒の旅籠屋が過料錢五貢文宛、不正記入を黙認していた名主・問屋、それに過入数の飯盛女を抱えていた旅籠屋が過料錢一〇貢文宛、その他年寄一同が錢五貢文宛の罰金刑に処せられた。

ついで大沢町では、天保十二年（一八三一）九月にも、道中奉行佐橋長門守の下知によつて、過入数の飯盛女を抱えていた旅籠屋が手入れをうけた。このときは柏屋伝四郎・下妻屋弥七、庄内屋茂助・竹屋久左衛門・中屋伊八の五名が関東取締出役によつて逮捕され処分されている。

このように幕府は飯盛旅籠屋に対し、度重なる取締りを行つていただが、徹底的にこれを取締ることはできなかつた。これは前記の伊奈半左衛門の伺書によつて知れることく、飯盛旅籠が宿場財政の大きな助成となつていてからである。この飯盛旅籠の宿場助成を『大沢町古馬箇』により越ヶ谷宿大沢町の例でみると、大沢町では町錢と称し、天保五年（一八三〇）の議定では、飯盛旅籠一軒あたり一年に金三分二朱を納めることになつてゐた。これが宝曆年間（一七五九～一七六九）には一日一軒あたり錢二四文宛に改められたが、安永六年（一七七八）から一ヶ月一軒あたり錢四〇〇文となり、文化年間（一八〇九～一八一九）には飯盛女一人あたりの割合出金に改められた。

そして文政十年の旅籠屋議定では、再び軒別単位の出金方法に改められたが、当時二二軒の飯盛旅籠が一軒あたり一カ年に錢一〇五貢五〇〇文宛を町錢として納めることになつてゐた。また越ヶ谷宿の隣宿柏壁宿でも、天保六年の『柏壁宿宿入用帳』によると、柏壁宿の飯盛旅籠は年間金五〇両を宿入用費に出金している。このほか宿の臨時入用などの割当には、もっとも多い割当をうけたし、そのうえ関東取締出役の賄入用は飯盛旅籠が負担する慣例であつた。

なお越ヶ谷宿では、宝曆年間から茶屋にも茶屋錢をかけるようになり、月間一軒あたり錢二四文を徴収していたが、この茶屋錢はその後廃されたといふ。

幕府が倒れて伝馬制度の改正をみた明治期には、軒を並べた旅籠屋とともに、食売女も姿を消していった宿場も多かつたが、まだ明治二年（一八六九）頃には盛況であつたところもある。

新島原遊廓

明治初期の特異な邸の存在として、東京築地の「新島原遊廓」があった。そのころ横浜港町で評判になっていた外人専門の遊廓を真似たわけでもあるまいが、日本人遊客よりは割が

かかるうとの狙いをつけて、新吉原の家田孫兵衛らが、鉄砲洲の外国人居留地近く八丁堀町に新遊廓設置を願ったのがそれで、慶応四年三月のことだった。

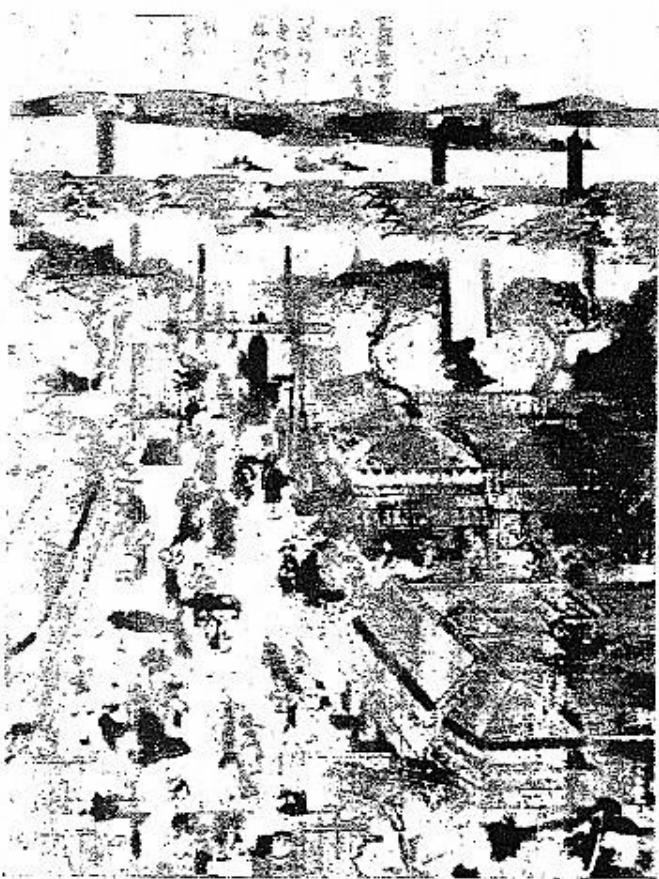
そして実加金五万両ということで、それを三回に分けてその年のうちに完納し、許可が下りたのは翌明治二年八月である。このような遊廓新設がどんな意義をもつか、またはたして必要なことだったかどうか、新政府が検討しての結果かどうか知らないが、とにかく新政権樹立で國家財政に苦心していた折であろうから、そのための許可だつたかも知れない。九月には早速、京都の島原遊廓の向うを張りて、新島原遊廓と命名して開業した。

このことについては田村栄太郎著『江戸東京風俗地理』第二巻に次のように載っている。

吉原と同じに、四方に濠をめぐらして女郎の迷惑を防ぎ、廓内を松ヶ枝町、奥竹町、梅ヶ枝町、桜木町、八重咲町、初音町、千歳町、青物町などと命名した。

この新島原遊廓に参加したのは、千住宿が十三軒で最も多く、内藤新宿が五軒、船橋宿が四軒、品川宿から新規開業三軒、板橋宿が三軒、幸手宿、鹿沼宿、根岸各一軒、深川類焼者十一軒、東京住居、吉原から引移り者などである。そして遊女屋六十五軒、局遊女屋五十三軒、茶屋五十九軒、芸者屋十二軒で成立したのであるが、掲代金は三分、二分、一分、二朱、一朱である。

かねては尊王攘夷論者だった大臣高官らは、さて政權を握ったとなると、君子約束して尊王開國となり、外国人のための遊廓を作らせた。しかもそれで自分たちの利益になればいいと、ここを社交場として夜毎に押しかけ、飲めや喰えの大騒ぎを演じたから、この廻も大いに繁昌した。しかし下級武士どもにはなんの利益も便宜もあるわけではなかつたから、依然として攘夷論で、外人を見ればやたらに抜打にしたりしたので、この廻が出来ても外人は恐れられたわけだつた。



新島原遊廓

明治元年11月東京築地に開かれ、居留地の外人めあてに千人近い娼妓が脂粉をこらした。のち各方面からの反対にあい、わずか3年にして明治4年7月、全部取扱われてしまった。（そのあとを新富町と改称した）

れをなして容易に大門へ足を踏み入れようとはしなかつた。

そこで大門口は嚴重に役人が出張して、入口には突棒、刺叉、袖がらみなどを並べ帶刀者の大小はここで預り、綱締を着た者は脱がせて凶器所持の有無を調べたり、警戒をきびしくした。そして外人保護に当つたのだけれども、こうした邊りには外人も一般日本人も寄りつきながらなかつたのは無理もない。だから業者側ではだいぶ當てがはずれたわけだつた。

その上、開業三年目の明治四年七月十七日、突如「新島原娼家七月限り引払いを命ず」との達しがあつた。廃止の理由は風俗紊乱という太政官令だったのである。「それでは約束が違う。むちやくちやでござりますがな」とはいわなかつたかも知れないが、では上納金のお下渡しをと願つたけれども、これもついにとられ放しになつてしまつたのである。

芸娼妓解放令

明治三年五月の暴風雨で中方幸運は倒壊し、遊女八人の氣傷者を出し、明治四年五月には吉原大火で遊女屋の大半が焼失した。だが翌五年（一八七二）六月にはさるに意外な事件が発生した。

南北ペルーの汽船マリヤ・ルース号というのが、ひそかに支那から奴隸三百三十一名を買い込んで帰国の途中、たまたま暴風雨に出遭つて船体を破損し、その修理のためにわが横浜港に入港したが、そのとき奴隸の一人が脱船して、折柄停泊中の英國軍艦に泳ぎつき救いを求めた。艦長が事情を聞いて横浜港内での出来事なので、この処理を日本政府に依頼して来た。そこで外務卿副島は江藤司法卿と協議の上で、この裁決方を神奈川県権令大江卓に命じた。その結果大江卓は「奴隸売買は國際法に禁じられている」ところだととして奴隸送還の判決を下した。しかし

この問題はついに日本とペルーとの國際問題にまで発展し、解決が永引き、露國皇帝の仲裁まで仰ぎ、明治八年に至つてようやく日本の主張が通り落着したのであるが、その國際裁判の折にペルーの弁護士は、もし苦力を奴隸としてその解放を認めるなら、この判決を下した日本の遊女は、それ以上に悲惨な境遇をもつた人身売買による奴隸である。この矛盾を取つて、この弁論には服し難い、といった。

この弁論に大江卓は大いに日本の責任を感じ、その結果日本の芸娼妓の解放を政府に建議したのである。よつて明治五年十月太政官布達で発令された「人身売買禁止」「芸娼妓解放令」はこのためだった。

布 告

一、人身を売買致し又は年期を限り、其三人の存意に任せ度便致し候は、人倫に背き有まじき事に付古来禁制の處、年期奉公等種々の名目を以て奉公往來致、其実元賣同様の所業に至り以て外に付、自今可為禁制事。

一、農工商の諸業者然の外、弟子奉公者敢俟儀は務手に候共、年期七年を過ぐべからざる事。

一、平素の奉公人は一ヵ年免たるべし。尤も奉公敢続者は証文可相改事。

一、娼妓芸妓等年期奉公人一切解放可致。右に付ての貸借訴訟すべて不取上候事。

右之通被定候柔軟監司相守事

明治五年壬申十月一日

というのであって、普通の徒弟奉公、下女下男奉公などは差支ないが、芸娼妓はすべて解放せよといふのだった。しかも現在の貸借金についての繋争は一切受けないとある。

驚いたのは業者だった。大損害なばかりでなく、今後商売が出来なくなつた。だからその周章狼狽さに反して、娼婦たちのよろこび方は大変なものだった。とにかく解放されて親元へ引渡されると、幾百数千もの娼婦らは、手廻り品を込みとし、あるいは身のまわりの諸道具を大八車に載せたり、人力車と一緒に乗つたりして、群衆をなして邸の大門を出る情景はさながら出火の際の混雑のようだったと、当時の新聞は報じてゐるし、錦絵にも描かれて残っている。

ついでこの「切り解き」の布告の説明を兼ねさらに諸心得を記した司法省令（第二二号）が同十月九日付で通達された。

本件二点大致言第一九五号を以て仰せ出され次第につき、左の件々相心得べき事。

第一條 人身売買する時は古来禁制の處、年季奉公等種々の名目を以て、其実元賣同様の所業を至るにつき、娼妓芸妓等雇入の資本金は賄金と看做す、故に右より苦情を理えるものは取扱の上、その金の全額を取りあぐべき事。

第二條 同上の娼妓芸妓は、人身の権利を失うものにしては馬に異らず、人よりは馬に物の返済を求むる理なし、故に從来同上の娼妓芸妓へ貸すところの金銭並に元掛滞金等は一切とるべからず。但し本月一日以来の分はこの限りにあらず。

第三條 人の子女を金銭上より養女の名目になし、娼妓芸妓の所業をなさしむる者は、その実際上人身売買に付、從前より職業の処置に及ぶべき事。

としている。そこぶる名文のつもりで書かれたのかも知れないが、とんだ詭弁として有名になつた文句である。一方解放された妓ははたしてそれからどうなつたろうか

明治五年の「芸娼妓解放令」が出たときには、遊女奉公は年季奉公などの名目で実は人身売買同様の有様だから嚴禁するといふ。農工商の弟子奉公は詣業習得のためであるから差支ないが、年期七年以上は許さないとし、普通の奉公人は一年、芸娼妓は年季奉公を許さず解放しろといった。これは特殊な時期だったからである。

以前の遊女奉公契約は、俗に「苦海十年」などいわれて普通には十八歳から二十七歳までの十年間を年季とした。「身代金」を出して抱え、あとはわずかな小遣程度、あの手この手で費したり恩にさせたり、競争させたりして無理矢理に稼がせ、すべて抱主が拘取した。妓の欲しがるものは高い値で賣わせ、立替金にして負担を残したり、年季を延ばして貸し与えたりしたのである。

嬢娘は二十九にてやつと足袋

廊の女郎は寒中でも足袋を用いさせず素足だった。それでこの句の足袋は二十九歳でようやく「年明け」となり堅気の女になれた句である。運のよい妓で美人なら中途で「身請」されることがあつたが、身請には勤め残りの借金の他に莫大な「引き祝い」の費用がかかつた。もちろん「引き祝い」だの札金だの金もあるが、抱主は十分な代償金をとつてしまつてあるのであり決して損はない。身請には「親元身請」などの特別方法もあり、割安にもなるが前借金と利子を加算し、残りの年季に割り当てて返済しなければならないので、途中の稼ぎ高の多少はほとんど計算に入らなかつた。

勤めが苦しく、客も思うようにとれない妓や、病氣して休んだりすると、借金はかさみ、逃げでもしたらそれこそ捕えられて過酷な責め苦に遭つたのである。投込寺の過去帳に記された妓の年令を見ると、ほとんどが二十四五歳で死んでいるといわれ、こうした妓も少なくないのだった。

下男下女は一年契約、毎年三月四日と八月十日（万治寛文どまでは二月一日と八月二日だった）を「出番り日」として、この春秋二期に交替するのである。主人側も望み、奉公人の方でも承認を希望する場合は、さらに契約を更新して勤め続けるのであるが、出番り日には一応給金の他に志の手当などをやり、土産物とか贈り物を与えて宿帰りをさせるのである。市内に家のない者とか、身寄もなく周旋屋の手を経て奉公に出た者は、「他人宿」とて口入屋の二階などに泊めてもらつた。

商家の丁稚奉公も本来は商いの見習いというわけだが、俗に小僧にやるなどと多くは親元が前借金をした。丁稚の給金は無いも当然だったが、実際日常の生活費は主家で貰っていたから必要もなかつた。もし出入先などで駄賃でももらえば、ひそかに貰いをするぐらい、休みは疊と正月の二回「敷入」とて実家へ帰ることが許されるのだが、それも新参の最初の年とか、都合によりては休めないこともある。仕着や小遣、土産物などを与えられて朝に出て一晩泊つて帰るくらいのものだった。この小僧の年季は五年とが七年ぐらい、しかし丁稚に入るのはたいてい十歳前後で、初めは雑用勤めに追廻され、次に使い走りや商用の使いに出歩くようになり、十五、六歳で半元服してようやく本名の頭字に姓や吉をつけて呼ばれる。禁酒禁煙、綿服で羽織の着用も許されなかつた。

旦ければ十七、八歳で元服し、衣服制限や酒煙草の解禁、表付の下駄が許されて手代となる。そしてさらに年を経て番頭になるのだが、店によってなかなかそうはゆかない。年季の如何にかかわらず手代までにはなれなかつたし、まして番頭となるのは容易でなかつた。番頭となり勤めぶりもよいと、折を見てのれんを分けて独立の店も出してもらえる筈であるが、十人中七、八人までは手代にもならずにつぶしてしまい、店をやめて転業するとか、転々と渡り歩くのが多かつた。

一般にこのような商家の店者（たなるの）は、だから女房をもうい独立でなくとも、とにかく世話をもつぶすになると、四十歳を越してしまうのだった。川柳などではよく店の者と下女との情事句があるけれども、店内での男女関係は他の者の手前もあって、まったく許されず、勝手な私通は刑罰に問われた。何とか金の融通がきく番頭の隠れた麻遊びも、容易でなく、「胡參り」の止むを得ないこともあつた。

嬢娘が客を見立てる二十七

この句は廓女郎と闇場所の「年明け」の句である。いよいよ来年は年季明けというので堅気の女房となつてになるのは、四十歳を越してしまうのだった。川柳などではよく店の者と下女との情事句があるけれども、店内での男女関係は他の者の手前もあって、まったく許されず、勝手な私通は刑罰に問われた。何とか金の融通がきく番頭の隠れた麻遊びも、容易でなく、「胡參り」の止むを得ないこともあつた。

芸娼妓解放令

明治三年九月の暴風雨で中万字屋は倒壊し、遊女八人の負傷者を出し、明治四年五月には吉原大火で遊女屋の大半が焼失した。だが翌五年（一八七二）六月にはさらに意外な事件が発生した。

南米ペルーの汽船マリヤ・ルーズベラというものが、ひそかに支那から奴隸三百三十一名を買い込んで帰国の中、たまたま暴風雨に出遭つて船体を破損し、その修理のためにわが横浜港に入港したが、そのとき奴隸の一人が脱船して、折柄停泊中の英國軍艦に泳ぎつき救いを求めた。艦長が事情を聞いて横浜港内での出来事なので、この処理を日本政府に依頼して来た。そこで外務卿副島は江藤司法卿と協議の上で、この裁決方を神奈川県権令大江卓に命じた。その結果大江卓は「奴隸売買は國際法に禁じられている」ところだとして奴隸送還の判決を下した。しかしこの問題はついに日本とペルーとの国際問題にまで発展し、解決が永引き、露國皇帝の仲裁まで仰ぎ、明治八年に至つてようやく日本の主張が通り落着したのであるが、その国際裁判の折にペルーの弁護士は、もし苦力を奴隸としてその解放を認めるなら、この判決を下した日本の遊女は、それ以上に悲惨な境遇をもつた人身売買による奴隸である。この矛盾を敢てしている日本の裁判には服し難い、といった。

この弁論に大江卓は大いに日本の責任を感じ、その結果日本の芸娼妓の解放を政府に建議したのである。ようて明治五年十月太政官布達で発令された「人身売買禁止」「芸娼妓解放令」はこのためだった。

布 告

「人身売買致し又は年期を限り、其主人の存意に任せ處使致し候は、人倫に背き有まじき事に付古来禁制の如、年期奉公等種々の名目を以て奉公住め致、其実売買同様の所業に至り以ての外に付、自今可為無事。

一、農工商の諸業習熟の為、弟子奉公為致儀儀は務手に候共、年期七年を過ぐべからざる事。

一、平素の奉公人は一ヵ年完たるべし。尤も奉公取続者は誰文可相改事。

一、娼妓苦妓年奉公人一切解放可致。右に付ての貸借譲讓すべて不取上候事。

右を通被定候条既度可相守事

明治五年壬申十月二日

といふのであって、普通の徒弟奉公、下女下男奉公などは差支ないが、芸娼妓はすべて解放せよといふのだつた。しかも現在の貸借金についての競争は一切受け付けないとある。

驚いたのは業者だった。大損害なばかりでなく、今後商売が出来なくなつた。だからその同業狼狽さに反して、娼婦たちのよろこび方は大変なものだった。とにかく解放されて親元へ引渡されるというので、幾百幾千もの娼婦らは、手廻り品を包みとし、あるいは身のまわりの諸道具を大八車に載せたり、人力車に一緒に乗つたりして、群をなして廟の大門を出る情景はさながら出火の際の混雑のようだつたと、当時の新聞は報じてゐるし、錦絵にも描かれて残つてゐる。

ついでこの「切り解き」の布告の説明を兼ねさらに諸心得を記した司法省令（第二二二号）が同十月九日付で通達された。

本月二日大政宣第三九五号を以て仰せ出され候次第につき、左の件々相心得べき事。

第一条 人身売買する時は古來禁制の如、年奉公等種々の名目を以て、其実売買同様の所業に至るにつき、娼妓苦妓等屋入の資本金は賄金と看做す、故に右より苦情を唱えるものは取扱の上、その金の全額を取りあぐべき事。

第二条 同上の娼妓苦妓は、人身の権利を失うものにしては馬と異らず、人よりは馬に物の返済を求むる理なし、故に従来同上の娼妓苦妓へ貸すところの金錢並に完済済金等は一切ともべからず。但し本月二日以来の分はこの限りにあらず。

第三条 人の子女を金錢上より養女の名目なし、娼妓苦妓の所為をなさしむる者は、その實際上人身売買に付、從前より強制の処置に及ぼすべき事。

としている。ナニある名文のつもりで書かれたのかも知れないが、なんだ詭弁として有名になつた文句である。一方解放された妓ははたしてそれからどうなつたらうか。

大阪では明治五年十一月一日から「席貸営業許可」制をとり、従来の業者に切替営業をなさしめた。

またそれと前後して「遊所指定地域」をも認定した。

この「遊女並席貸営業規則」（大阪府達第三六六号、明治五年壬申十月）では、芸娼妓を中心として抱主または賃借金関係などとよりたゞ切離し、独立着業者の若娼妓への席貸営業を規定したものだつたし、条文の内容中にも当時の状況をうかがうことが出来る。

遊女営業規則

第一条 新に娼妓業者と業相合ひ居者は、父兄並に親族連印、父兄の業態家族人員営業年月数その他の情表巨細相認め、在籍町村戸長印の上原出くし、往還の上可差証事。

第二条 譲可の上は人別に鑑札相渡すべし然る上は兼て定置候鑑札検査の規則可相守事。但し止業敷候節は其の段届出鑑札可致交渉候事。

第三条 妓妓営業は兼て免許場所（指定場所をいう）の外不相成候、因て右免許場所へ住居無之者は貸座敷渡世の者へ示談を避け、座敷料其の他賃料等取扱の上、座敷借り受け可申事。但し客と他行致し他所へ宿泊致候儀は不相成事。

第四条 外国人居宅へ一夜或は月仕切等にて罷越候儀一切不相成候事。

第五条 花代の儀は諸々客と相対之上取扱め一切禁限なき事。但し代金落り候とて訴出候共取扱不申候事。

第六条（十一月改正） 妓妓芸妓営業の者は、一人に付一ヶ月傭妓は三円、芸妓は二円在籍町村戸長の手を経て其町会議所へ前納可致事。但毎月三日に可相納事。

第七条（十一月追加） 人の妻妾として芸妓相勧候儀苦しからず候事。

第八条（右回） 人の妻妾として芸妓相勧候者は其夫より可驅出事。但父兄親族連印等は第一条之通可相心候事。

第九条（右同） 徒来芸妓と唱え充満致する有之候處、向後禁止之事。

以下第十二条まであるが略す

娼妓芸妓席貸営業規則

第一条 席貸営業之場所は左の町に限り候事。（指定場所のこと、略）

第二条 席貸営業致し度者は願出免許を受くべし、鑑札可下候事。但し止業の節は其段届出鑑札返納可致事。

第三条 座舎を娼妓妓に貸渡すには、前以て遊景之間にて一昼夜何程と相対を以て借段取扱め貸渡すべき事。但し出稼の者へ長く座敷渡し候第も同断、或は幾日何程、一ヶ月何程と取扱め、若し座敷主より賄をも可受け候れば是以て同様前にて相対に取扱可申事。

第四条 座舎借り受候者、勝手により他家へ転じ候共、故屋申立候道理なき儀と可相心得事。

第五条 席詰貸渡候ものへ勝手により貸渡候儀を相断る共、隨意たるべき事。但し右四、五条に付き若前以て定約日限中に候はば断り出候方より定約残り日数の席料請取可申事。

第六条 貸座敷代謝り候とて訴出候共一切取扱不申候事。

第七条 無鑑札之娼妓芸妓へ座敷貸渡し候儀一切不相成候事。

以下第十二条まであるが略す

この規則のうちには「貸座敷業」といつたり、「席貸営業」といつたり、一定していない。そしてこの業者は娼妓稼業とは全然無関係に、あらかじめ定めた何種の部屋をいくつとして貸し与え、妓と客との花代も任意に相対できめることとしているなど、まったくの部屋貸し営業であつて、これでは娼妓稼業は実際には出来ない。要するに大政官布告では遊女を抱えて置くことに疑問があつて、抱え主が遊女稼業を要求するものでないことが理由立てられればよいわけだった。そこで

貸座敷業というのは、娼妓を抱きさせ、居室その他の稼業に必要な施設を利用する代金を受けるものなのでありて、娼妓稼業はどうでも妓の任意の意向によるものである。ただし娼妓の稼業場所は貸座敷内に限る……。

やがて時が流れ幕府が崩壊し、旧制度である宿駅制度がなくなつて、ここに大名の参勤交代や幕府役人の公用の旅もなくなると、宿場自体も大きく変つていった。

維新政府の成立直後の明治二年（一八六九）、奥州道中越谷宿の内、大沢町における飯盛女対策も大きく変化したことが、はつきり現れている。

当時、大沢町には飯盛旅籠屋が十八軒あり、この十八軒に抱えられていた飯盛女は百八人をかぞえた。これは一軒六人平均であつて、幕府の定めた一軒二人の定員を大きく上まわるものであるが、幕府が崩壊してから、このように急に増えたわけではなく、幕府の定めた定員は幕末當時すでに空文に等しかつたことを物語ついている。

大沢町においては、明治二年現在、飯盛女一人が十六文ずつ差出し、宿内で年間六百貫文を積み立てていた。

旧制度下ならば、当然宿財政に組み入れられたであろう積立金は、維新政府成立直後の不安定な時もあるので、非常対策資金として積み立てておきたいと、小菅県役所へ願い出た。

宿の非常時に備えての資金をも飯盛女の玉銭からとり立てたということは、あくまで弱者を踏台としたやり方で、一度苦界に転落したならば、いろいろな輻が首をしめてその苦しみから逃れるのは容易なことではなかつた。

奥州道中越ヶ谷宿の内、大沢町旅籠屋共一同申上奉り候、私共稼方の義は同町の内ニテも上中下三組ニ相分り不同之稼方罷在候処、今般旧弊相省キ御一新ニ付一同相談の上不公平相改町方一般稼方同様示談相整候は、非常備として左の通り積立仕候

一、食壳旅籠屋拾八軒ニ而食壳女人数百八人日々壹人錢拾六文ツゝ積立一日錢壹貫六百六拾文、一ヶ月錢五拾貫文ツゝ、壹ヶ年ニ錢六百貫文、但大小月増減御座候

平旅籠三拾七軒之義者食壳旅籠屋之三分積立、壹ヶ月錢貳拾壹貫四百弐拾四文、壹ヶ年錢貳百五拾七貫百文、但大小月増減御座候

合錢八百五拾七貫百文（下略）

明治二年七月

（名主、組頭氏名略）

小菅県御取締所（『熊谷市史』三、史料編）

〔後編〕「越ヶ谷案内」 大塚文男編著

越ヶ谷案内目次

(一) 今と昔

〔跡〕町勢一斑……越ヶ谷町役場

(二) 交 通

〔跡〕越ヶ谷停車場(浦生井車場)……同駅開業時間表
人力車及乗合馬車賃金……運送店……武陽水陸運輸

株式会社……越ヶ谷郵便局(電話料金及加入者番号)

(三) 農 業

〔跡〕越ヶ谷町農会

(四) 商 業

〔跡〕市日……米肥両組合……米穀越ヶ谷出張所……中井銀行越ヶ谷支店……日通銀行越ヶ谷支店……水川貯蓄銀行越ヶ谷支店……万寿屋呉服店

(五) 工 廉

〔跡〕黒田板工場……帝国電燈越ヶ谷營業所

(六) 久伊豆神社

〔跡〕越ヶ谷勝花園

(七) 越ヶ谷八景

(八) 桜 林

(九) 野島山地藏尊

(十) 大相模不動尊

(十一) 古海園

(十二) 宮内省賄帳

(十三) 市中いろいろ

〔跡〕天慈寺……御守殿跡……村社市神々明社……越ヶ谷警察分署……越ヶ谷高等小学校……越ヶ谷尋常小学校……区裁判所越ヶ谷出張所

(十四) 花柳界

〔跡〕料理店……芸者屋

(十五) 宮内省賄帳

○(十六) 宮内省賄帳

○(十七) 宮内省賄帳

○(十八) 宮内省賄帳

○(十九) 宮内省賄帳

○(二十) 宮内省賄帳

○(二十一) 宮内省賄帳

○(二十二) 宮内省賄帳

○(二十三) 宮内省賄帳

○(二十四) 宮内省賄帳

○(二十五) 宮内省賄帳

○(二十六) 宮内省賄帳

○(二十七) 宮内省賄帳

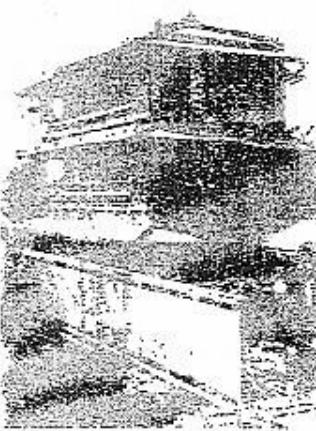
○(二十八) 宮内省賄帳

○(二十九) 宮内省賄帳

○(三十) 宮内省賄帳

○(三十一) 宮内省賄帳

○(三十二) 宮内省賄帳



接層三室とか



天しょよ

○(二十四) 花柳界

「大沢橋から大蛇が出ても、大沢通りはやめられぬ」と俚謡にあるが、越ヶ谷は昔から競業の立たぬ處では奥州街道での名物の一つに挙げられた位である。明治三年廃廻後も茶屋小屋が盛つて荒川の水は涸るゝ日があるとも大沢に芸妓酔婦の絶ゆる時はないのである、現に柏壁、岩棚、杉戸、吉川、草加あたりに比較して景気がいい。

二料理店 越ヶ谷で橋際の天芳楼と加賀屋は第一流の料理店で、天芳の天ぷら、鰻の鹿馬焼きは有名である。加賀屋の三層樓は風雅の客を呼び、川魚料理は主人の得意とする所である。尚ほ仲町には河内屋、新町三丁

目には島田屋がある、かれは牛肉で充出しこれは天ぷらで顧客を喜ばせてゐる、大沢町では橋際のうどんやが第一で座敷も數あつて、連夜三弦の音を絶たぬのである、流石にこゝは大小の茶屋小屋が多く、浩養軒、芳村、大柳亭、山本屋など、夫々盛つてゐる。
芸妓屋 大沢町に在て、現在は三樹家、分三樹、出羽家、宝来家、新宝家、新叶の六軒あるが、芸妓の数は昨秋以来大に減り、僅か八人である。同業間は頗る円満で、見習が設けてあつてこゝに籍屋が詰めてゐる。

(後編)
四五万羽の真鶴小鶴が安着してこゝに巣息游泳してゐるのである、場の東方には事務室、貴賓室等の建物物がありて前面は青芝の生ふる広庭で元荒川を望む、閑雅幽静の境地をなしてゐる、明治四十二年一月廿八日今上陛下末だ皇子の御時行陪遊はされ、同年六月十七日 皇后陛下(黒雲累不后) 行陪遊はされて賛讃のお慰みを行はれた、また大正四年十一月廿四日皇子殿下には弟宮西殿下を御同伴にて成らせられたのである、其他建設以降主屋、貴賓、高官各國大公使臣等が來て賛讃を贈ることも多く、夙き忍の御恩情とぞいへるのやあ。

明治四年の浦和県時代、県下における公娼は、中仙道・陸羽街道・日光御成街道の三街道の宿駅一四か所にあった。同年三月、浦和県庁は、飯盛女一人につき一日銀五分の上納を命じ財源の一部としたが、同年（末）県庁所在地に旧町名どりの宿場女郎があつては文明開化のおりますからうど、浦和宿のみ廃止して埼玉県にバトンタッチした。

明治五年九月「娼妓解放令」によって公娼制度を廃止したことは前述したが、同月解放令の因となつた横浜で、「当人夫婦主の手を離れ候後、自分の好により更に遊女芸妓いたし度ものは其旨願出候はば取扱の上右差許し縫札相渡可申事」と再営業を許可したのだからおもしろいものである。その後、松島福原、島原、丸山長崎などが許可されて、前記解放令は有名無実となつてしまつた。

そこで政府は、明治六年一月、娼妓はわが国の伝統的風習と、その設置可否は地方長官に委任しながらも許可方針を打出し、同二月「貨座敷渡世規則及娼妓規則並ニ芸妓取締規則」を制定して、ふたたび公娼制度を復活させたのだった。

しかし、時の埼玉県（舊）令田根多助は、同制度復活の可否を独断することなく、県下各戸長に意見を求めたところ、そのほとんどが廃止と答申したので公娼は復活しなかつた。だが、明治九年八月、熊谷県が廃止され武藏郡分が埼玉県に合併されたさい、熊谷県時代の公娼地本庄・深谷は廃止されなかつた。これは、いつたん県で許可したものと他県が一方的に取消しえかない行政上の問題、および両所は県北端で、旧埼玉県の清淨潔白なる淫風に影響なからうなどの理由からであった。それゆえ埼玉県は、公娼があるようないような状態で、以後の明治期を過ごすのである。

ではその間、県内残り地区の公娼問題は再燃しなかつたのか、というとそちではない。増置あるいは廃止が県会でたびたび取りあげられている。その論議はともかく、好奇心の旺盛な筆者には増置側に興味がある。いま、明治一七年五月三日付、静岡県士族秋元高義の埼玉県令であつて「遊郭設置娼妓放貸座舎營業ノ建議」があるので、要点をまとめて紹介しようと思う。

「窓かに陸奥・中仙兩街道および他の宿駅をみると今日ほど不法売春が盛んなときはない。飲屋や旅館に少女（だるまあるいはきゅうとばら）を置き、客

の接待は名ばかりで実は完春婦と何んら変らない。すでに法律でこのような者の売春は禁止されているが、この法律さえも完全にゆきとどかない。かといってこれを然認すれば、梅毒が蔓延する。人が一旦梅毒にかかるば、あるいは妻や妻に伝わり、または飲食器を通じて人の体内に侵入し病となる事多く、時には子孫にまで遺伝する。これを制するには教育しかない。しかし教育で制することができないのは既に人の知る所である。歐米各国のように教育隆盛なる国民でも売春婦に嫖するものがいる。この理由をもって不法売春婦を驅除するより、規則方策を施して明許した方がよい。梅毒が埼玉県のとき不法売春婦地帯に多いが、また一府六県のこととき公然娼婦ある地方に多いか、今さらいうまでもないだろう。娼婦には精神院の設備をなし規則を厳にして病棟を結つ方法もあるが、不法売春婦は施す方法もない。この陸寄玉県も本庄・深谷地方のみに限定せず、娼妓貢座舎営業の禁を解き、中仙道に於ては大宮・猪俣・熊谷に、陸奥道は大沢・幸手および川越・松山町と置くべきである。同営業者には賦金を科して地方税を補い、梅毒も防げるではないかと思う。そして東京吉原のじと

き地を廻んで一朝を設ければ、國紀上も問題はないはずである。県令閣下に一説をこう次第である」

右建議書によりても、前記したことく実行されたわけではないが、娼妓是非論を理解できるだらう。

なお、埼玉県の隣接県では、明治二十六年二月三日限りで公娼を廢止したが、同二八年二月の微すこき検査では、同県男子が日本一の病氣持ちであったため、県衛生部長が広島大本營に呼び出されてこゝへりしほられて帰郷、しかたなく準遊廓制度を実施したといふ笑えぬ話もあつたから、まんざら秋元の建議も的をはずれていなかつたことになる。

参考までに明治四一年一二月現在の埼玉県の状況を述べると、貸座敷業者は三四軒、娼妓一六八名であるが、問題の不法完春婦で検査された者四四名、うち四名が入院するほどの悪性の梅毒もちであったといふ記録記録があるが、これは水山の一角、殿方も充分その道にかけては氣を使つたことであらうと推察する。

(参考文献 埼玉県立文書館蔵「成田記録」)

(1) 中山太郎著「賣笑三千年史」には、「江戸幕府が樂籍制を採用した理由について、取締りの点から恒宣が多いので迷惑を許可した」とある。

(2) 埼玉市史編纂委員会編「さい市の歴史」・第三卷。

(3) 前掲「賣笑三千年史」。

(4) 「明治二十六年十一月三十日限り公娼を廢止した群馬県は、明治二十八年一月、早くも其結果は牛丁検査の上に表れ、日本一の花街新宿業者を出した。当時広島大本營に召衛生部長が召喚され取調の結果、新宿に寄り私娼私用の非衛生に原因する事が明にされ、ほほほの体で引下り、帰郷早々協議の結果、いまさら公娼復活も許されず結局乙種料理店各處において再び迷惑制度を執行し、娼妓名簿を届出制の酌業名簿に替えて苦業を許可」とある(中村三郎著「日本賣春史」第三卷)。

(5) 埼玉県警察本部蔵「明治三十六年起 亂時裏内務省報告稿」。

小山・今市両宿、それに日光御成道筋塙ヶ谷と

岩槻が月に六日の六斎市、城下町でもある古河が毎月二・七・四・九の一・二日、同じく宇都宮が毎月一・三・五・八の一・二日、そのほかは一年に一度ないしお二度の市立か、あるいは市立はない記されている。しかし市の有無にかかわらず、いずれの宿場も旅人のための物資の流通を必要としたので、近郷の商賈の中心であったのは違ひなかろう。

もちろん市場の機能は物資の交易にあつたが、同時に生産物のそのときそのときの値段を定める相場がここにたてられていたことは重要である。越ヶ谷町ならびにその周辺の六斎市をみると、岩槻が一と六の日、越ヶ谷が二と七の日、塙ヶ谷が三と八の日、柏壁が四と九の日、草加が五と十の日であり、その市日が重ならないような仕組になつている。周辺の地で、同じ日に相場が立つ、その他の異なりた相場がつけられることは決して稀な事ではなかったためであろう。越ヶ谷宿本町内藤家の「記録」によると、この市場で取引が行われ、相場が立てられた商品は、玄米・玄餅・搗麦・から麦・小麦・大豆・米穀・水油などの農産物が主であった。

セ社收第961三號

昭和七年十一月三十日

埼玉縣學務部長



各市町村長殿



生活窮迫者若ハ浮浪者ニ京防止方依頼一件

標記一件ニ關ニ別紙ノ通東京府知事ヨリ依頼有之候付可然御配意相成度候

(別紙)

申社發第一面三六號

昭和七年十一月十八日

埼玉縣知事殿 東京府知事



昭和五年十一月十九日

埼玉縣學務部長

各市町村長殿

明治三四年

現時經濟界ノ不振二件ヒ失業者ハ益々增加シ縣内ニ於テモ現ニ四千七百有余名ノ多數ニ達シ居リ候處之レカ救濟ニ付テハ既ニ御承知ノ如ク公私各種事業ノ實施並調節職業紹介事業ノ振興内職ノ斡旋等苟モ効果アリト認ムルモノニ對シテハ全力ヲ傾注シツ、アルモ之レカ救濟ハ容易ノ業ニアラズ就中知識階級ニ對スル救濟ハ最モ至難ニシテ漸次日ヲ經ルニ從ヒ夫等失業者ノ生活ハ益々窮状ニ陷リ其徳状ハ洵ニ同情ニ不堪モノ有之依テ之レカ救濟ニ關シテハ縣下セラレ度旨依頼致置候ニ付貴職ニ於テモ御部内適任者調査ノ上名簿ヲ作製シ最寄郵便局長ニ依頼シ救濟ノ資ヲ擧クル様御配意相成度

追テ参考ノ爲ノ調査人名報告相成度申添候

331

東北娘の危機線に光明 一步前續々救はる

本社と婦人團體の活動

労賃防止 着々緒につく

本紙連絡の件、大失敗となつた。月刊「育母」は、毎回一編ずつ送り出され、その内、日本と朝鮮を隔てた一つの「南北線」として現れる。これが、北へ向かう道として、通じて居る。

この南北線は、主として、北へ向かう道であり、北へ向かう道で、主として、南北線である。南北線の北へ向かう道は、主として、南北線の北へ向かう道である。

南北線の北へ向かう道は、主として、南北線の北へ向かう道である。

六縣の状況



救はれた娘の実例

既に五十七人

本社義金の効果

離村娘を訪ねて

本社義金を推動
専任係

正義 144



一部 土地の主人

本社義金の効果

入院中の娘

本社義金の効果

製絲工場ノ内容概況

一、就業時間其他

就業一日十一時間 午前五時ヨリ午後六時迄トシ其間休憩一時間
休日ハ毎月二回

夜間 作業ナシ

二、賃 銀

入場後三ヶ月ノ養成期間中ハ食事付一日十五錢トシ四ヶ月目ヨリハ出來高拂トナリ食事付一日最低三十錢ヨリ最高一百圓五十錢ナレドモ平均五十錢位

三、寄宿制度其他

殆ンド全女工ニ付寄宿制度ニシテ食費一切無料トス

尚入場ニ要スル旅費其他ノ経費ハ工場負擔トス

四、雇 備 制 度

初メテノ女工ハ養成工トシテ二年乃至三年ノ契約トナルコト

五、負傷疾病等ノ扶助救濟

疾病負傷等ニ依ツタ休業ノ場合ニ於テハ其期間賃銀日額ノ六割程度ノ手當ヲ支給セラル、外相當救濟ノ制度アリ

六、契約及入場ノ時期

昭和六年ニ於テハ大体一月中旬以後ニ於テ期日ヲ協定シ希望者ヲ小學校又ハ職業紹介所等適當ノ家庭ニ集合セシメ工場側ヨリ係員出張シテ契約ヲ締結シ入場ハ四月初旬トナル

此場合職業紹介所又ハ小學校ニ於テ斡旋ノ勞ヲ採ルコト

七、其 他

寄宿舎ニ在リテハ裁縫其他の修養ノ設備アリ

参考ノ二

工場所在地	工 場 名	工業主又ハ管理人ノ氏名
奥野町	百合名會社謹造組 大宮町	山崎幸次郎
大同町	片倉製絲紡織株式會社 同新研究所	井井長田辰美
同	同谷製絲株式會社 大宮	井井長洞要治郎
以下 中・小企業名アルモ		各社入

台 麗 聞

長い間ぶりにあがむれ、場
句の呆滞事件にまで发展
して天下を騒がせた従業者

止法も、ようやく日曜日を
見、後一ヶ月の後四月一日
から施行される。

県下各都市に長年営業を
続けてきた、いわゆる赤線
業者は、三月三十日に完全
に営業を消すわけだ
が、種々難多な事
情を抱く業者を従
業者が相談業者会

一目限りに完全
に営業を消すわけだ
が、種々難多な事
情を抱く業者を従
業者が相談業者会

如何に生きるかが問題であり、しかもこれが
社会などのような影響を及ぼさずか、業者の
悩みを察しておるわけだ。

無論この法律通過の見込みが遅くなつた事
から、この日を備えて色々対策をねらへばし
たであらうが、事が専だけにそのままに解決
がつくものではなく、今だに思案抜首の業者
も全くない。

県下各都市業者の動向を調査してみると大

大 宮

賣春禁 止法実施の

後に残るもの

態度が決まらない。一方もうとも取引を怠る
のは従業者だが、百四十人の中結婚三割業者
四割、他への転職が三割といった希望を持
っているが、この希望が必ずしも実現できる
かどうか問題である。

浦 和

業者十四軒三十三人、操げる中は幾ひつと
三月から今まで営業を続ける予定で、従業

後の希望は、旅館＝三三、下宿＝十一、従業者
は殆んどが帰郷を希望している。

川 口

三十八軒百十人が川口三業組（一月三十
人の従業者をかかえた大宮市の場合、従業後
の希望職種は、飲食店＝九、ナバレー、バ
ー＝六、下宿＝五、料亭＝四、販賣屋＝二
喫茶店＝一などとなっており、十数軒はまだ

ある。従業者も一層、転職して半分以下に
減り、大部分が結婚希望で、相手を探
しだべくと姿を消しきりある。

熊 谷

一十八軒の中五軒は従業者。四軒が兼業
＝質屋、燃料商、＝自動車修理業で、ついで
も切替えられる態勢を整えているが、残りは
やはり資金難で行き詰りの形。この点組合の力
ではどうなるならず、個々の力でやり抜くよ

ものが大部分であり、中には好きでなつたと
いうのさえいる。何れにしても、苦悶りの、
親のために泣く泣く苦界に身を沈めるとい
うケースは殆んどない。

つまり手堅に暮ぐには肉体の切売が一番
で、率もよしとねりから軽切り、算盤づくじ
などとんでもない。食つて行くだけであつと
のことと……」悲鳴をあげておるが、恐らく
これが本音であらう。

又従業者の行末だが、業者一つとはいそ
う簡単にはいかない。表面は結婚、賃貸希望
が大半を占めているが、それその事情があ
って転落した者が多く、身を固めるにしても
相手を見つけるのがまず、郷里に帰ると
いっても安心、今更との足を踏むことだ
ろう。勿論県の対策本部でも、個々に面接し
て積極的に指導をしているが、いわゆる業者
とはこと避けムースには行かないだらう。

彼女らがこの状況に落ちこんだ従業者はさ
るまでもあるが、既に裏切られた結果に失
敗してやけ半分に転落したもの、これがや家
族をかかえて亡くさなくて止むなく転落した

越谷の特設七軒の結果 十日限り

昭和三十三年三月 埼玉

印鑑 手帳 貸出券

埼玉県従業者組合の組合員と埼玉県の越谷市大沢の赤線業者

七軒は十日限りで廃業することを決めた。すでに転業した吉川、
幸平、喜田部を除いて、十日以後も営むと見られるは若柳市
の二軒、菖蒲町の一軒だけとなつた。同事務所の従業者指導
課長田嶋子さんの話では、従業者の一番多い希望は、相手さえ
あれば結婚したいところだ。これは全員の約半数、また決
定した人達の職種は家庭手習い四、看護婦看護師、おもちゃ工場

の女工さん、派出婦、飲食店の女中さん各一となつてゐる。

明治・大正・昭和遊里年表

中野栄三稿

明治元年 成辰（九月八日改元）（一八六八）

△六月新吉原の業者は從前通り營業を認める旨を申渡した。

○五月十五日上野の戦争一日で終る。その後主を失つた武家方の妻女、娘などが街頭にて売色したものあり、街娼が増えた。

△六月江戸を東京と改む（八月一日実施）

○九月明治と改元、一世一元の制を定む。

△六月新吉原の業者は從前通り營業を認める旨を申渡した。

○七月江戸を東京と改む（八月一日実施）

○九月明治と改元、一世一元の制を定む。

明治二年（一八六九）

○一月諸街道の「闕所」を廢す。

○三月東京へ遷都。

△十一月東京築地の新島原遊廓開業（元年三月に築地鉄砲洲に遊廓設置願出許可となつたもの）。

明治三年（一八七〇）

○この年「本牌」の制度廢止、一般旅館屋に玄閥、上段の間、門構えなどの建築の自由が認められるようになつた。

○九月平民に氏の称を許す。

△七月太政官令にて官許外の遊女屋に、ことに外人館に遊女体の者を差送るを禁ず。

△八月中の娘を外国人妻に差出するものは处罚の旨令す。

△長崎浪の平遊里の遊女に限り、検徵を受ける者は外国人に充色を許した。

○十二月東京横浜間の電信開通。

明治四年（一八七一）

△五月吉原大火にて大部分焼失。

△七月築地の新島原遊廓廃止を命ぜらる。

○八月散髪、廻刀を許す。祇多非人の称を廢す。

○九月東京横浜間に汽車開通。

△十月「大阪府遊女並席貸営業規則」出る。

△九月東京横浜間に汽車開通。

○九月東京横浜間に汽車開通。

△十月「香取師」の称を廢し、その他詫遣い、女相撲などの見世物を禁ず。

○九月東京横浜間に汽車開通。

△十一月「大阪府遊女並席貸営業規則」出る。

△この年「香取師」の称を廢し、その他詫遣い、女相撲などの見世物を禁ず。

○九月東京横浜間に汽車開通。

△十一月「大阪府遊女並席貸営業規則」出る。

△この年「香取師」の称を廢し、その他詫遣い、女相撲などの見世物を禁ず。

○九月東京横浜間に汽車開通。

△六月吉原、根津、品川、新宿、千住、板橋に檢徵会所を設け毎月三回檢徵を行なう。

△十一月十日東京府達四五号で貸座敷渡世規則及姫妓規則並びに芸妓取締規則を定め毎月三日の繰り料を徵す。

△六月吉原、根津、品川、新宿、千住、板橋に檢徵会所を設け毎月三回檢徵を行なう。

△十一月十日東京府達四五号で貸座敷渡世規則及姫妓規則並びに芸妓取締規則を定め毎月三日の繰り料を徵す。

明治六年（一八七三）

○一月國民に苗字をあわせらる。

○六月「新聞条例」颁布。

△十一月「新橋花街」に見舞出来る。

明治八年（一八七五）

○一月國民に苗字をあわせらる。

○六月「新聞条例」颁布。

△十一月「新橋花街」に見舞出来る。

拙稿「江戸風俗年表」に次いで風俗年表中から選り年表を抜粋したが、その他社会世相などとくに重要な関係をもつ事項は〇印にて併記した。昭和三十一年「売春防止法」以後のことここには省略することとした。

△四月東京府達第八号で隠売女には娼妓鑑札を交付し、吉原、根津その他四宿貸座敷へ一年間預け娼妓に準じさせるとの取締を定む（明治六年の貸座敷渡世規則及びこの定めなどにより、従来の四宿の飯盛旅籠屋も貸座敷として認められた）。

明治九年（一八七六）

△九月律令を改正して私娼の取締を地方長官に委任することになり、東京は警視庁所管となる。（これにより警視庁令により、娼妓年齢は満十五歳以上とするなど、遊廓は吉原、根津、品川、新宿、千住の五カ所に限り、板橋その他はいつさい禁止した）。

明治十五年（一八八一）

△三月群馬県では公娼廢止令布告、明治二十一年六月限り廢止を命ず。（實際には明治二十六年十二月まで廢止となつた）。

△五月福岡県に「芸妓の居住地」制限令出る。

明治十七年（一八八四）

△六月鹿鳴館にて西洋ダンスの練習始まる。

△七月華族令を定め公侯伯子男の玉殿とす。

△四月京都祇園の都踊に初めて電灯を点す。

△五月浅草公園地区改正成り、四、五、六区このときに始まる。

△九月州崎遊廓設置許可となる。（根津遊廓の移転指定地となり開業は明治二十一年九月）。

明治二十二年（一八八九）

△二月大日本帝国憲法、皇室典範など公布。

○七月東海道線開通。

△十一月品川貸座敷引手茶屋姫妓申合規約が出来た。

△名古屋の姫妓佐藤フチ訴訟に勝ち自由席業の例を開く。

明治二十三年（一八九〇）

○十一月東京横浜間に電話開通。

△このころ「魔晄舎」盛んとなる。

△十一月浅草十二番出来、後年十二階に私娼家営業し闇窟を形成した。

△唐人お吉（本名吉澤きよか）下田にて投毒自殺す（昭和二年十一月）。

明治二十六年（一八九三）

○七月東北本線全通。

△十二月群馬県の遊廓は本月一杯限りで廃止された。（明治十五年以来娼婦実施に問題もあつたが、これで廢娼県第一号となつた。）

明治二十八年（一八九五）

△群馬県「ノ種料理店」を許可。（娼妓接待の飲食店）。

明治三十七年（一八九四）

○八月日清戦争起る。

△一月品川遊廓の芸妓の紋付三枚重ねは奢侈として三禁取締より廃止される。

△二月新橋の藤井小菴次三千五百円で落籍され記録をつくさる。（その後身請額は漸次あがつた）。

△三月「娼妓身体検査規則」制定。

△十二月八王子遊廓指定。

△新橋名妓ほんた、お艶、お妻の名評判となる。（このころ新橋花街組合紛糾あり）。

明治三十年（一八九七）

○八月両国川開きの混雑にて橋の欄干大破し水死を出す。

△このころ浅草の「電気館」話題に登る。（一九一三年ころの出現ともいわれ三十六年ころから活動写真館となる）。

△九月新橋の新翁屋の小さな芸妓落籍金一万円の記録をつくる。

明治三十六年（一九〇三）

△京都祇園の娼妓加藤ゆき米人ジョージモルガンに四万円で落籍する。

明治三十七年（一九〇四）

○一月日露戦争始まる。

△二月下谷、本郷、天神の三花街の見番が「風紀衛兵所」となる。

昭和六年（一九三一）

○九月瀬州事変起る。

△九月赤坂にレコード芸妓現れる。（大正十五年参照）

△十月新橋に芸妓学校始まる。

△このころ廢娼実施の県各地に現れる。（埼玉五年、秋田七年、長崎、青森は八年、富山十三年、三重、島根は十四年）。

明治三十八年（一九〇五）

○九月日比谷の焼打事件あり。

○このころラップ節の流行歌起る。

△警視庁令で芸妓の居住地制限（指定地制度）その他風紀取締を厳にする。

昭和九年（一九三四）

△三月葭町の勝太郎廢業して小唄勝太郎を名乗る。

△三月長崎丸山遊廓廃止され、貸席料理屋に転向。

△十一月浅草のレコード芸妓吉奴慰問のため瀬州へ出発。

昭和十年（一九三五）

△十一月ピクター歌手市丸浅草芸妓を廢業す。

△このころ東京市内でのダンスホールようやく許可される。

昭和十一年（一九三六）

△このころ各県で廢娼決議が行なわれる。

大正七年（一九一六）

△十一月御大典奉祝にて新橋の芸妓五百人半三六十人丸の内に行列行進を催す。

△三月新宿遊廓大正十年三月限りで指定地へ移転を命ぜらる。（それまでは街道を面して散在）

大正八年（一九一九）

△一月府令で千住遊廓は大正十年一月限りにて指定地へ移転を命ぜらる。

△九月一日関東大震災。吉原、洲崎遊廓焼失、衆議院に焼失遊廓再興不許可の建議が出たが否決された。

大正十二年（一九二三）

○四月「治安維持法」公布。

○五月「普通選挙法」公布。

昭和元年（十二月改元）（一九二六）

△このころ議会方面にも公娼の存廢議しきりに起る。

△この年現在の全国貸座敷数一〇、三八三軒、娼妓数五〇、五六〇人、芸妓数八万人、私娼約十二万人。東京龜井戸八五〇人、玉の井九五〇人という。

△六月「レコード芸妓」市丸浅草に現れる。

昭和三年（一九二八）

△埼玉、福島、秋田、福井各県会にて廢娼を議決した。

昭和四年（一九二九）

△四月霞町の勝太郎松三河家よりおひるめす。

△七月浜町公園開園、浜町音頭を演ず。

△七月柳橋鉄橋となり芸妓の行列行なわる。

昭和十四年（一九三九）

昭和十五年（一九四〇）

○第二次世界大戦はじまる。

昭和十六年（一九四一）

○十二月太平洋戦争はじまる。

昭和十七年（一九四二）

○九月婦女子は筒裙モノ着用のこととなる。

昭和十八年（一九四三）

○九月婦女子は筒裙モノ着用のこととなる。

昭和十九年（一九四四）

○二月来月より劇場店、待合の営業禁止、歌舞伎その他の

歓行も禁ずる令出る。

昭和二十年（一九四五）

○八月十五日、天皇終戰の詔勅を放送、戦時体制解除とな

る。

△八月十六日接客關係業者を招き「平和と秩序維持のた

め、進駐軍慰安所設置」に協力方を要請、二十七日には

R A A 協会の名で大森小町園に慰安所開業、（第一回採

用婦）、三六〇名）といふ。二十九日警視庁より許可さ

る。

△九月、街娼出現「ベンパン」と呼ばれた。

○十月十一日、G H Q 民主化五大方針を指令、（男女同権、

労組結成権、教育自由主義化、専制政治より解放、経

済民主化）

○十月、「治安維持法」廢止。

○八月、終戦後間もなく、駅前など諸所にヤミ市出現す。

昭和二十一年（一九四六）

△一月十五日、東京の貸座敷業者が自発的に「娼妓廃止」

を決定した。

△一月二十一日、連合国最高司令官アーレン大佐の名で

「公娼廃止」の件覚書の通達あり。

△一月二十八日、東京で初めて街娼の一斉取締を行なった
が、検挙された者は僅かに十八名（居たのは六百余名と
いふ）。

○二月十六日、新田切かえ（金融緊急措置令公布）。一九

四五百円生活始まる。

△二月二十日、「娼妓取締規則」その他關係法規（規則）を
が廃止され、この日限り「公娼制度」なくなり。

△三月一日、従来の遊里十七方所の「特殊接待店」が認定
され、以前の娼妓が転向するが、の認定強制されたが、
これがらわゆる「赤線区域」だった。

○三月二十四日、婦人警官登場。
△五月八日、進駐軍相手の売春行為取締令告示といふ。

△五月八日、全国一斉に娼妓取締実施、一千名検査。
△十一月三日、日本憲法公布。（十二月四日施行）

△十一月二日、「特殊飲食店」は地域を限定して、機密的
認めるよう、警張課から特種證を出す。

△十一月、このころから「ベンパン」が売春婦の一綱通称
となる。（戦後日本の売春）

△この年、ベンパンの貸営利潤者が増加、ために間代急騰
して益々往來難を招いた。

昭和二十六年（一九五一）

△四月十日、銀座六丁目の「東京温泉」開設、「トルコ風

呂」これより流行す。

△三月、厚生省発表によると、この年外人相手の売春婦は
七万余に達している。

昭和二十八年（一九五三）

○七月二十七日、朝鮮戦争休戦となる。

△十一月二十七日、厚生省は不良少年マーク旅館、売春宿取
締に關し全國調査の結果發表では次の通り。

全國旅館数 三八、五〇〇軒（内不良二五%）。
都内旅館数 約三、〇〇〇軒（内八〇〇軒が街娼對
象宿）。

△このころ、温泉街に「ベンパン」流行といふ。

△この年、全國基地七三三、集団売春業者地区七四、業者
一七、三三九軒、洋娼五、六七五名となつたが、これ
を峰として漸次減少の傾向を辿つて来た。

昭和三十一年（一九五六）

△五月二十一日、「売春防止法」成立。（實施は三十二年
四月一日から、取締の効果は三十三年四月一日からとな
つた）。

主な引用資料

「日光街道」	大高利一郎編	のんぶる舎刊	昭51	1999
さいたま世相史	篠原孝著	さきたま出版	昭43	
飯盛女	五十嵐富夫著	新人物往来社	昭56	
廻の生活	中野栄三著	雄山閣	昭43	
江戸近郊の宿駅と文化	佐藤久夫著	竹驥社	昭43	
歴史街道	吉本富男編	埼玉新聞社	昭56	
日光街道繁昌記	本間清利	埼玉新聞社	昭50	1993
埼玉春秋	埼玉春秋社	昭33	平2	

資料の転載を禁ずる

大 沢 司 可

越谷町

北緯三十五度三十分、東經一百四十一度三十分

北緯三十五度三十分、東經一百四十一度三十分